

**第十九條** 事業主ハ退職手當積立金ヨリ生ジタル利子（分類所得税ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引キタル金額）及第二十一條第一項ノ規定ニ依リ退職手當積立金ヲ運用シタル場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手當積立金トシテ還滯ナク積立ツベシ  
前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

**第二十條** 退職手當積立金ノ積立ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ財産ト分別シテ左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

- 一 郵便貯金
- 二 銀行ヘノ預金
- 三 金銭信託
- 四 登録國債

**第二十一條** 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ退職手當積立金ヲ運用スルコトヲ得

**第十三條第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス**

**第二十二條** 本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ハ所得税法、法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ付テハ之ヲ總損金又ハ必要ノ經費ト看做ス  
道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ退職手當積立金トシテ積立ツル金額ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

**第二十三條** 退職手當積立金ノ拂戻又ハ償還ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依ル退職手當ヲ受クベキ者第二十四條第一項第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ特別手當ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨ゲズ

**第二十四條** 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手當トシテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

一 第十八條、第十九條第二項及第二十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ労働者ノ計算ニ屬スル金額

二 第十六條第一項ノ規定ニ依ル積立ノ最後ノ期間後ノ貸金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給シ退職手當積立金ヲ以テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事業主ノ他ノ財産ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手當積立金ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ  
労働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手當ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

**第二十五條** 前條第一項但書ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生ジタルトキハ事業主ハ第二十六條第一項ノ特別手當ニ充ツル爲メ積立金（特別手當積立金）トシテ之ヲ保留スベシ

**第二十六條** 事業主事業ノ都合ニ依リ労働者ヲ解雇シタルトキハ退職手當トシテ第二十四條第一項ノ金額ノ外特別手當積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額（特別手當）ヲ加算シテ支給スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合

退職積立金及退職積立法

ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準貸金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準貸金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受クベキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ガ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額ト爲スベシ

**第二十四條第二項ノ規定ハ特別手當ノ支給ニ之ヲ準用ス**

**第二十七條** 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ特別手當積立金ノ限度ヲ定メタルトキハ其ノ限度ヲ超ユル金額ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

**第二十八條** 事業主ハ第十九條第二項ノ計算期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘額ヲ積立ツベシ



前項ノ規定ニ依リ餘利ヲ積立ツル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十九條 本法ニ依ル退職手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規程ノ廢止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ労働者退職事由其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ少クモ勤続一年ニ付標準賃金十二日分ニ相當スル退職手當(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給スベシ此ノ場合ニ於テハ第二十四

條第一項但書及第二十六條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第二十條乃至第二十三條及第二十八條第一項ノ規定ハ第一項ノ準備積立金ニ、第二十四條第四項第二十九條及第三十一條ノ規定ハ第一項ノ退職手當ニ之ヲ準用ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

第四十條 退職金審査會

第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起スルニハ退職金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 事業主第二十一條第一項(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ許可

可ヲ受ケズシテ退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受ケザルニ拘ラズ其ノ理事取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員退職手當積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦前項ニ同ジ

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項、第十一條第一項、第十四條、第十六條第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十四條第一項、第四項

(第三十條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條(第三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第四十一條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項(第二十一條第二項、第

三十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第十七條又ハ第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザルトキ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準備積立金ノ積立ヲ爲サザルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スベキ退職手當トシテ勤続一年ニ付標準賃金十二日分以内ニ相當スル金額(事業ノ都合ニ依ル解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分以内、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分以内ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給セザルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處



分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十一年十一月三十日勅令第四百十三號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行)

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四十條 勞働者第十六條ノ規定ニ依ル本法適用後ノ積立ノ最初ノ期間中ニ退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ第二十四條第一項第二號ハ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ

二ニ相當スル金額トス

第四十一條 事業主及勞働者ノ出捐ニ係ル組合ガ本法施行ノ際現ニ退職手當ニ關スル規定ヲ有スル場合ニ於テ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十一條ニ規定スル退職積立金及第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ組合ガ勞働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ支給スベキ金額ヲ支給セザルトキハ事業主ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ勞働者ニ支給スベシ行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用スル勞働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第二十條乃至第二十三條及第八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十九條及第三十一條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ準用ス

第四十三條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ニ於ケル本法適

用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用ニ依リ廢止又ハ變更セラルルコトナシ

但シ本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依ル退職手當ヲ支給スル場合ニ於テハ従前ノ規程ニ依リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給スルヲ以テ足ル

第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及退職準備積立金ニ付亦前項ニ同ジ

第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 退職積立金及退職手當法ニ依ル積立金ノ預入金  
昭和十五年三月二十九日法律第五十九號附則  
本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

退職積立金及退職手當法施行令

(昭和十一年十一月三十日勅令第四百十四號)  
(昭和十五年七月二日勅令第四百五十四號改正)

第一章 總 則

第一條 退職積立金及退職手當法ノ賃金ノ範圍ハ常時

又ハ定期ニ受ケル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

- 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
- 二 通勤手當
- 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ

退職積立金及退職手當法施行令

決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタル健康保險組合ノ被保險者タル勞働者ニ付



テハ其ノ定ニ依リ之ヲ算定ス

第二條 退職積立金及退職手當法又ハ同法ニ基キテ設スル命令ノ規定ニ依リ一定ノ期間中ノ賃金ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間中ニ支拂ハルベキ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ労働者ノ各一月ノ賃金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニヨリ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ一月中當該労働者ニ支拂ハルベキ賃金ナキトキハ其ノ一月ニ於ケル其ノ者ノ賃金ハ之ヲナキモノト爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三條 退職積立金及退職手當法ノ標準賃金ハ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ算定シタル金額トス

前項ノ規定ニ依ル金額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シシク低額ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シテ事業主適當ナル金額ヲ定ムベシ

第四條 退職積立金及退職手當法第八條ノ賃金ハ左ノ各號ノ金額ノ合算額トス

- 一 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間ノ末日ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金
- 二 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間中ニ退職（解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同ジ）其ノ他ノ事由ニ因リ同法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル労働者ノ賃金ニシテ退職手當積立金及準備積立金ノ積立ノ基準ト爲シタル金額

第五條 道府縣又ハ道府縣ト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テハ道府縣ハ同法第十一條ニ規定スル退職積立金若ハ同法第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サズ又ハ同法第十一條若ハ第十六條及第十七條

ニ規定スル率ト異ナル率ノ積立ヲ爲スコトヲ得

市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ又ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ニ同ジ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第六條 事業主ハ退職積立金、退職手當積立金及準備積立金並ニ退職手當ニ關シ計算ヲ爲ス場合ニ於テ一

第七條 本令中行政官廳トアルハ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ在リテハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）續業法ノ適用ヲ受ケル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

第二章 退職積立金

第八條 退職積立金トシテ積立ツベキ金額ノ計算ハ兼メ事業主ノ定メタル一月以内ノ一定ノ期間中ノ賃金

退職積立金及退職手當法施行令

ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主ハ退職積立金トシテ積立ツベキ金額ヲ前項ノ期間毎ニ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スベシ但シ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコト能ハザルトキハ其ノ一

第九條 退職積立金ノ積立ハ前條第二項ノ規定ニ依ル控除ノ都度遅滞ナク之ヲ爲スベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ一定ノ時期ニ取置メ積立ヲ爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十條 退職積立金ノ積立ハ事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケ労働者ノ他ノ財産ト分別シテ郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託、登録國債其ノ他確實ナル方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ積立ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ支拂ニ付



事業主ノ證明ヲ必要トスル方法ニ依リ之ヲ爲シ通帳又ハ證書ハ事業主之ヲ保管スベシ  
登録國債ノ方法ニ依リ退職積立金ノ積立ヲ爲ス場合ニ於テハ登録ノ變更又ハ除却等其ノ登録國債ニ關スル請求ハ事業主之ヲ爲シ其ノ登録國債ノ元利金ノ支拂又ハ登録除却ノ場合ニ於ケル證券ノ引渡ハ日本銀行之ヲ事業主ニ爲スベシ

第十一條 退職積立金ノ積立ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲スコトヲ以テ登録國債ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ以テ之ヲ爲ス

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ郵便官署、銀行又ハ信託會社其ノ受入又ハ引受ヲ爲シタルトキハ事業主ノ請求ニ依リ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲シ尙貯金原簿又ハ之ニ準ズベキ帳簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ

登録國債ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ日本銀行ハ事業主ノ請求ニ依リ甲種國債登録簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ

第十二條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ事業主ハ労働者ガ退職積立金ノ支拂ヲ受クルニ必要ナル事業主ノ爲スベキ手續ヲ遅滞ナク完了スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ事業主ハ退職積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベシ

第十三條 事業主ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ労働者ノ賃金ヨリ控除シタル金額ニシテ積立ヲ爲サザルモノアルトキハ之ヲ支拂フベシ

第三章 退職手當

第十四條 事業主ハ退職積立金及退職手當法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ヲ定メ豫メ行政官廳ニ届出ツベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ計算ノ期間ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 退職積立金及退職手當法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ計算ハ其ノ計算ノ期間中ニ於ケル退職積立金ノ計算ノ期間毎ニ労働者別ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依ル退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ハ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度個人タル事業主ニ在リテハ曆年トス

第十七條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス

- 一 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル割合ガ年百分ノ五ヲ超エ年百分ノ七・五以內ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分ノ七・五ヲ超エ年百分ノ十以內ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當ス

退職積立金及退職手當法施行令

ル金額但シ利益配當金額ガ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

- 二 個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額ガ一萬圓ヲ超エ二萬圓以內ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ超エ三萬圓以內ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ純益金額ノ百分ノ六十ガ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

前項ノ事業年度ハ當該事業年度又ハ直前ノ事業年度曆年ハ當該曆年又ハ直前曆年トシ事業主ノ選擇スル所ニ依ル但シ選擇シタル事業年度又ハ曆年ハ労働者ノ不利益ニ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

行政官廳事業主ノ爲シタル利益配當金額、純益金額又ハ積立ノ金額ノ算定不當ナリト認ムルトキハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スルコトヲ得

詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ行政官廳ハ其ノ認可シタル金額ノ變更ヲ命ズ



ルコトヲ得

第十八條 第十一條ノ規定ハ退職手當積立金及準備積立金ニ之ヲ準用ス

第十九條 郵便貯金、銀行ヘノ預金、金銭信託又ハ登録國債ノ方法ニ依リ積立ヲ爲シタル退職手當積立金又ハ準備積立金ガ退職手當積立金又ハ準備積立金タラザルニ至リタルトキハ事業主ハ退職手當積立金又ハ準備積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベシ

第二十條 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年終了後其ノ期間中ニ於ケル賃金、退職手當積立金及準備積立金ノ積立額並ニ賃金ニ對スル積立額ノ比率ヲ記シタル計算書ヲ所得稅、法人稅、營業稅又ハ臨時利得稅ニ關スル申告ノ際稅務署ニ提出スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ賃金ニ之ヲ準用ス  
第二十一條 退職積立金及退職手當法第二十四條第四項又ハ第三十條第四項ノ規定ニ依リ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者ノ配偶者トス  
配偶者ナキ場合ニ於テ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者

者死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル労働者ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同ジキトキハ卑屬ヲ先ニス

第二十二條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス
- 三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡子出ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 四 前二號ニ掲グル事項ニ付相同ジキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ノ中一人ニ退職手當ヲ支給スベシ但シ労働者ノ遺言又ハ事業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フベシ

一 労働者ノ家督相続人又ハ戸主

二 労働者ノ兄弟姉妹ニシテ労働者ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者

三 労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第四章 退職金審査會

第二十四條 退職金審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二十五條 退職金審査會ノ管轄區域ハ道府縣ノ區域トシ其ノ名稱及位置ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十六條 退職金審査會ハ會長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

退職積立金及退職手當法施行令

第二十八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル會長事故アルトキハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 退職金審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十條 審査ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル際其ノ使用セラレタル事業ノ所在地ヲ管轄スル退職金審査會ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ事業ノ所在地數府縣ニ亘ル場合ニ於テハ之ヲ管轄スル退職金審査會ハ内務大臣之ヲ指定ス

第三十一條 審査ノ請求ハ請求ノ趣旨ヲ明ニシテ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 審査ハ委員半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ同一ノ事件ニ招集再回ニ及



ブ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 審査ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 審査ハ之ヲ公開セズ

第三十五條 工場監督官職務監督官其ノ他ノ關係官吏ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十六條 審査請求人又ハ關係人ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 退職金審査會審査ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ事件ガ管轄連ナルトキハ會長ハ之ヲ所轄退職金審査會ニ移送スベシ

第三十八條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第三十九條 退職金審査會ハ前條ノ決定書ノ謄本ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ審査請求人ニ交付スベシ  
審査請求人ニ對シ決定書ノ謄本ヲ交付スル事能ハザル時ハ退職金審査會ハ其ノ決定書ノ謄本ヲ揭示板ニ

揭示スベシ

第四十條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求ノ手續ヲ受繼グモノトス

附 則

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行)

退職積立金及退職手當法適用後初テ第八條第二項ノ規定ニ依リ貸金ヨリ控除スベキ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル貸金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得  
退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル貸金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

昭和十五年七月二日勅令第四百五十四號附則  
本令ハ交付ノ日ヨリ施行ス

### 退職積立金及退職手當法施行規則

(昭和十一年十一月三十日  
內務省令第四十六號)

第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ法ノ適用ヲ受クルニ至リタル事業ノ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ツベシ第一號又ハ第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同ジ

一 事業ノ名稱種類及所在地  
二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ在地代表者ノ氏名以下之ニ同ジ)

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受クルニ至リタル年月日

第二條 事業主其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第三條 法第二條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方

退職積立金及退職手當法施行規則

長官ニ之ヲ爲スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル事由

五 退職積立金及退職手當積立金ノ現在高及退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ有スルモノニ在リテハ準備積立金ノ現在高及支給スベキ退職手當ノ金額

第四條 法第三條第一項ノ許可ノ申請ハ退職積立金、退職手當積立金又ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 事業ノ名稱種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所



- 三 常時使用労働者數
- 法第三條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
  - 一 規定ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
  - 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及前條第五號ノ事項規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程
- 第五條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ労働者ノ全部ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ積立金ノ全部ニ付、労働者ノ一部ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ左ノ各號ノ積立金ニ付從前ノ事業主及承繼人ハ名義ノ變更其ノ他必要ナル手續ヲ爲スベシ
  - 一 引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ屬スル退職積立金
  - 二 退職手當積立金中労働者別ニ計算ヲ明ニシタルモノニ付テハ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ノ計算ニ屬スル金額
  - 三 退職手當積立金中特別手當積立金トシテ保留シ

- タルモノニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ之ヲ按分シ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
- 四 準備積立金ニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ勤続年數ヲ乘ジタル額ニ按分シ引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額
- 前項ノ場合ニ於テ労働者ノ一部ガ引續キ承繼人ニ使用セラルルトキハ法第十九條第二項又ハ法第二十八條ノ規定ニ依ル計算又ハ積立ハ事業ノ承繼アリタル日ヲ以テ計算又ハ積立ノ期日到来シタルモノト看做シ之ヲ爲スベシ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合亦同ジ
- 第六條 承繼人ハ從前ノ事業主トノ連署ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ事業ノ承繼アリタル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主(事業ノ承繼人及從前ノ事業主)ノ氏名

及住所

- 三 事業ノ承繼ノ事由及全部承繼又ハ一部承繼ノ別
- 四 引續キ承繼人ニ使用セラルル労働者數
- 五 承諾シタル積立金
- 第十條 退職積立金及退職手當法施行令(以下令ト稱ス)第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所
  - 三 使用労働者現在數
  - 四 標準報酬日額ノ平均額
  - 五 労働者一人當リ一日ノ勞務ニ對スル賃金ノ平均額
  - 六 報酬日額四圓ヲ超ユル労働者數
- 第八條 事業主ハ毎年二月十五日迄ニ前年ニ於ケル退職積立金退職手當積立金及準備積立金ノ積立並ニ退職積立金ノ支拂及退職手當又ハ之ニ代ルベキモノノ支給ノ狀況ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第九條 法ノ適用ヲ受クル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ

退職積立金及退職手當法施行規則

- 事由ニ因リ法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ハ事業主ハ遲滞ナク退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支給ヲ完了シタル上其ノ願末ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第十條 令第五條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業經營ノ主體
  - 三 常時使用労働者數
  - 四 退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程
  - 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添付スルコト)
  - 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
  - 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項
- 令第五條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ
- 第十一條 事業主ハ退職積立金系帳ヲ調製シ労働者別ニ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ
  - 一 退職積立金トシテ控除シタル金額



- 二 退職積立金トシテ積立テタル金額
- 三 退職積立金ヨリ生ジタル利子
- 四 積立方法別金額
- 五 退職積立金ヲ運用シタル金額及退職積立金へ積戻シタル金額

第十二條 法第十一條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 災害其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ具體的事項及積立ノ程度

第十三條 法第十三條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 運用セントスル金額及期間
- 四 支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
- 五 利率

第十四條 法第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ

供託ヲ命ゼラレタル事業主ハ事業ノ所在地ニ於テ供託ヲ爲スベシ  
前項ノ事業主供託ヲ爲シタルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書ノ寫ヲ添附シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツベシ  
地方長官法第十三條第四項ノ權利ノ實行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書又ハ退職積立金ニ關スル帳簿ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 事業主ハ退職手當積立金彙帳ヲ調製シ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

- 一 法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 二 法第十七條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 三 退職手當積立金ヨリ生ジタル利子及餘利ヲ積立テタル金額
- 四 退職手當積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額

五 積立方法別金額

六 退職手當積立金ヲ運用シタル金額及退職手當積立金へ積戻シタル金額

第十六條 事業主ハ退職手當積立金労働者別明細簿ヲ調製シ労働者毎ニ法第十六條、法第十七條及法第十九條ノ積立金（法第二十八條ノ積立金ヲ含ム）別ニ積立テタル金額及其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十七條 事業主ハ特別手當積立金明細簿ヲ調製シ特別手當積立金トシテ保留シタル金額、特別手當トシテ支給シタル金額及退職手當積立金ニ充當シタル金額並ニ其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十八條 第十二條ノ規定ハ法第十六條第二項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 法第十七條ノ認可ノ申請ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後一月以内ニ地方長官ニ之ヲ爲スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認可ノ申請ハ當該事業年度又ハ曆年終了前ニ

退職積立金及退職手當法施行規則

豫メ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 期間末ニ於ケル労働者數及其ノ期間中ノ賃金額
- 四 積立テントスル退職手當積立金ノ金額及前號ノ賃金ノ額ニ對スル割合
- 五 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額、利益配當金額及利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル年割合、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額

前條第二項ノ認可申請書ニハ前項第一號及第二號ノ事項並ニ退職手當積立金ノ額ヲ定ムル標準ヲ記載スベシ

第二十一條 事業主第十九條第二項ノ規定ニ依リ法第十七條ノ認可ヲ受ケタル場合ハ法人タル事業主ニ在



リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後遅滞ナク前條第一項各號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第二十二條 法第十七條但書ノ許可ノ申請ハ第二十條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第二十三條 法第十八條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所

三 労働者別計算ノ標準

第二十四條 事業主ハ豫メ法第十九條第二項ノ一定ノ計算期ヲ定メ地方長官ニ届出ツベシ

前項ノ計算期ハ毎年一回以上タルコトヲ要ス  
法第十九條第一項ノ退職積立金ニシテ労働者別ニ計算ヲ明ニセザル金額ハ當該計算期ニ於ケル労働者ノ直前ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ノ明ナル退職手當積立金ノ額及直前ノ計算期ニ於ケル特別手當積立金ノ額ニ之ヲ按分シテ計算ヲ明ニスベシ

第二十五條 第十三條ノ規定ハ法第二十一條第一項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 第十四條ノ規定ハ法第二十一條第二項、法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第十三條第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 労働者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 重要ナル経歴ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト

明ナルコト

三 故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無断缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト

第二十八條 労働者勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一

ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 事業ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト
- 二 業行著シク不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト
- 四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カザルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

労働者勤続三年以上十年未滿ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ

第二十九條 労働者勤続三年未滿ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

労働者勤続三年以上ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減

退職積立金及退職手當法施行規則

第三十條 労働者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ依リ又ハ第二十七條各號若ハ第二十八條第一項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十六條第一項ノ特別手當ハ之ヲ加算スルコトヲ要ス

第三十一條 法第二十七條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所

明ナルコト

三 故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無断缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト

第二十八條 労働者勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一

額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ  
労働者退職ヲ申出デタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ
- 二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女子労働者ガ結婚スルトキ
- 五 其ノ他己ムヲ得ザル事由アルトキ

第三十條 労働者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ依リ又ハ第二十七條各號若ハ第二十八條第一項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十六條第一項ノ特別手當ハ之ヲ加算スルコトヲ要ス

第三十一條 法第二十七條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所



- 三 常時使用労働者数
- 四 特別手當積立金ノ限度ト爲サントスル金額
- 五 健康保険法ニ依リ使用労働者ニ付定メタル標準報酬日額ノ合計額
- 法第二十七條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ常時使用労働者数ニ著シキ増加アリタルトキハ前項第三號及第五號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第三十二條 第二十四條第三項ノ規定ハ法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ餘剩ヲ積立ツル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十三條 法第三十條第一項ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所
  - 三 常時使用労働者數
- 法第三十條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
- 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及準備積立金ノ現在高、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程
- 第三十四條 第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ法第三十條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十五條 第十三條ノ規定ハ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十六條 第二十四條第一項及第二項ノ規定ハ法第三十條第四項ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三十七條 法第四十一條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所
  - 三 常時使用労働者數
  - 四 退職手當ニ關スル規程
  - 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ

添付スルコト

- 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
- 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項
- 法第四十一條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ツベシ
- 第三十八條 法第四十二條ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二 事業主ノ氏名及住所
  - 三 常時使用労働者數
  - 四 法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數
- 第三十九條 事業主ハ準備積立金基帳ヲ調製シ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ
  - 一 準備積立金トシテ積立テタル金額
  - 二 準備積立金ヨリ生シタル利子及餘剩ヲ積立テタル金額
  - 三 準備積立金ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額

類

- 四 積立方法別金額
- 五 準備積立金ヲ運用シタル金額又準備積立金へ積戻シタル金額
- 第四十條 事業主ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ
- 第四十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ帳簿ハ之ヲ合併スルコトヲ妨ゲズ
- 第四十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル帳簿其ノ他重要ナル書類ハ事業毎ニ之ヲ備置クベシ
- 前項ノ帳簿又ハ書類ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ
- 第四十三條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ事項ニ付兼メ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第四十四條 本令中地方長官トアルハ職業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ礦山監督局長トス

退職積立金及退職手當法施行規則



第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第二十一條、第二十四條第一項(第三十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第三十一條第二項又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 二 第五條ノ規定ニ依ル手續ヲ怠リタル者

### 退職積立金及職退手當法ニ關スル事務取扱方針

#### 退職積立金及退職手當法

##### 第十一條第二項

- 一 積立ノ減額又ハ免除ハ客觀的ニ明ナル具體的事由ニ付テハ豫メ許可ヲ爲スコトヲ得ルコト
- 二 抽象的ナル事由ニ付テハ豫メ許可ヲ爲サザルコト

ヲ爲サザルコト

##### 第十三條

- 一 運用ノ許可ノ場合利子ノ定率ハ工場法施行令第四十二條ノ強制貯蓄ノ利率ニ依ルコト但シ特別ノ事由アル場合ハ其ノ利率ヲ低下スルコトヲ認メ得ルコト此ノ場合ニ於テハ労働部ニ協議スルコト
  - 二 國債ノ供託ハ額面金額ニ依リ之ヲ命ズルコト
  - 三 供託スベキ國債ノ額ハ事業ノ實情ニ依リ之ヲ決定シ必ズシモ運用金ノ全額ト同額(時價)ノ供託ヲ命ズルヲ要セザルコト、確實ナル保證人ノアル場合ハ供託額ヲ減ジ又ハ之ヲ命ゼザルコトヲ得ルコト
  - 四 運用ノ許可ハ金額ヲ限リ之ヲ爲スコト、將來積立テラルベキ退職積立金ヲ含マシムルコトヲ得ルコト
- 第十六條第二項 許可ハ災害又ハ之ニ準ズベキ事由ニ因リ積立ヲ困難ト認ムル場合ニ限リ之ヲ爲シ單ニ積損ヲ事由トシテハ之ヲ爲サザルコト
- 第十七條

退職積立金及退職手當法ニ關スル事務取扱方針

三 第十一條第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規定ニ依ル帳簿ノ調整若ハ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

四 第十四條第三項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

五 第四十條又ハ第四十二條ノ規定ニ違反シタル者

本令ハ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行)

#### 備考

- (1) 一月ノ労働日數十日以下(事業ノ狀況ニ依リ七日以下又ハ五日以下等適宜縮少スルコト)ナル場合ニ付テハ積立ヲ爲サザルコトハ豫メ許可ヲ爲シ得ルコト
- (2) 「災害」、「其ノ他已ムヲ得ザル事由」ノ如ク抽象的ナル事由ニ對シテハ豫メ許可

一 認可ハ施行令第十七條ノ標準ニ依リ豫メ之ヲ爲シ得ルコト

(個人タル事業主ニ在リテハ純益金額ハ事業主ノ算定スル所ニ依リ積立ヲ爲シ稅務署ノ決定シタル金額ニ照シ積立金ニ不足アル場合ハ遲滞ナク其ノ額ヲ積立ツベキ旨ヲ定メシムルコト)

二 但書ノ許可ハ事業年度(又ハ曆年)毎ニ受クルコトヲ要スルコトトシ豫メ許可ヲ爲サザルコト

##### 第十八條

但書ノ許可ハ法第十七條ノ退職手當積立金ノ少クトモ半額ヲ標準報額日額ニ比例シ殘餘ヲ勤務年限、勤務狀態等ニ依リ労働者別ニ計算スル場合ニ限リ之ヲ爲スコト

##### 第二十一條

- 一 法第十三條ノ取扱方針一乃至四ニ準ズルコト
  - 二 退職手當積立金ガ退職手當ノ支給ニ支障ヲ來サザル様運用ノ金額ヲ制限スルコト
- 第二十七條
- 一 特別手當積立金ノ限度ニ付テハ使用労働者ノ額



準報酬日額二十日分ノ合計額以上ヲ標準トシテ許  
可スルコト

二 特別手當ヲ支給スル場合僅少ナル事業ハ其ノ經  
營堅實ナルモノニ限り右ノ標準ヲ下ゲテ許可スル  
コトヲ得ルコト

第三十條

一 既存ノ退職手當ノ規程ハ成ルベク之ヲ本條ニ依  
ル規程ニ取入レシムルコト

二 勤続年數ノ計算ハ月割計算トスルコト

三 退職手當規程ハ從來ノ規程ガ定額賃金ニ依リ支  
給日數ヲ定メタルトキハ便宜之ヲ認ムルコト

但シ退職手當支給額ガ標準賃金ニ換算シテ法第三  
十條第三項ノ標準ヲ下リタルトキハ其ノ額迄補給  
スル旨ヲモ規定セシムルコト

四 同一ノ事業主ノ工場又ハ鑛山ガ他府縣ニモ在ル  
場合ニ於テ同一ノ退職手當規程ヲ定メントスルヲ  
希望アル場合ハ労働部ニ協議ノ上許可スルコト

五 準備積立金規程ニ定ムル積立率ハ概ネ賃金ノ百  
分ノ三・三以上トスルコト

六 第三十條ノ準備積立金ト第四十二條ノ準備積立  
金トハ退職手當規程ガ共通ナル場合ニハ其ノ計算  
モ之ヲ共通ニスルコトヲ得ルコト、但シ此ノ場合

ニハ成ルベク第四十二條ニ依リ積立テタル金額ヲ  
法適用前ノ勤務ニ對スル退職手當ニ充當スル方針  
ニ依リ準備積立金ノ現在高ニ付留意スルコト

右ノ場合ニ於テ各準備積立金ノ率ハ別ニ之ヲ定ムル  
コト

第四十一條

一 退職手當ニ關スル規程ニハ労働者ノ負擔部分ガ  
本法ノ退職積立金ニ相當シ、事業主ノ負擔部分ガ  
法第三十條ノ退職手當(第三十條ノ取扱方針參照)

ニ相當スルモノヲ定ムルコトヲ要スルコト  
二 許可ニ付テハ意見ヲ附シ労働部ニ協議スルコト  
退職積立金及退職手當法施行令

第九條

第一項但書ノ規定ニ依リ積立ノ許可ハ通常ノ事業ニ  
在リテハ二月又ハ三月ニ一度ヲ標準トスルコト、特  
ニ確實ナル事業ニ在リテ特別ノ事情アル場合ニハ更

ニ延長ヲ認メ得ルコト

第十條

一 郵便貯金ノ方法ヲ許可スル際ニハ積立期ヲ三月  
ニ一度トスルコトヲ原則トシ郵便局ニ於テ支障ナ  
キ場合ハ之ヲ短縮スルコトヲ認ムルコト

二 銀行預金又ハ金銭信託ノ方法ヲ許可ノ申請書ニ  
ハ銀行名又ハ信託會社名ヲ記載セシムルコト

三 「其ノ他確實ナル方法」ハ當分ノ間之ヲ許可セ  
ザルコト

四 支拂ニ關スル事業主ノ證明ハ事業主個人ノ氏名  
ニ依ラズシテ事業主タルコトヲ表示シ得ル抽象的  
名稱(例ヘバ「〇〇株式會社〇〇工場」)ニ依ル  
コトヲ得ルコト

五 登録國債ノ方法ハ百圓以上ノ金額ニ非ザレバ之  
ヲ許可セザルコト

第十七條

一 積立金額ノ更正認可ハ法人タル事業主ニ在リテ  
ハ認可申請書ニ記載シタル配當率ガ事實ニ相違シ  
又ハ利益配當金額ガ所得税法ニ依リ決定シタル所

退職積立金及退職手當法ニ關スル事務取扱方針

得金額ニ照シ相違アリト認ムルトキニ於テ之ヲ爲  
シ、個人タル事業主ニ在リテハ認可申請書ニ記載  
シタル純益金額ガ營業收益税法ニ依リ決定シタル  
純益金額(營業ニ在リテハ所得税法ニ依リ決定シ  
タル所得金額)ニ照シ相違アルト認ムルトキニ於  
テ之ヲ爲スコト

二 認可ノ際利益配當金額又ハ純益金額ニ付與アル  
トキハ積立金額ノ變更ヲ命ズルコトアルベキ旨ノ  
條件ヲ附スルコト

退職積立金及退職手當法施行規則  
第一條乃至第三條  
第一條ノ適用屆、第二條ノ事業廢止屆又ハ第三條ノ  
適用廢止屆アリタルトキハ其ノ届出事項ノ要領ヲ取  
圖メ稅務監督局長ニ通知スルコト

第八條  
一 届出ハ様式第一號ニ依ラシムルコト(共濟組合  
ノ給與ヲ以テ本法ノ制度ニ代フル場合ハ其ノ支給  
狀況ヲ様式第一號ニ準ジテ届出デシムルコト)

二 法第九條ニ依リ法ノ適用ヲ受クル事業主ハ本條

第九條

第一項但書ノ規定ニ依リ積立ノ許可ハ通常ノ事業ニ  
在リテハ二月又ハ三月ニ一度ヲ標準トスルコト、特  
ニ確實ナル事業ニ在リテ特別ノ事情アル場合ニハ更

ニ延長ヲ認メ得ルコト

第十條

一 郵便貯金ノ方法ヲ許可スル際ニハ積立期ヲ三月  
ニ一度トスルコトヲ原則トシ郵便局ニ於テ支障ナ  
キ場合ハ之ヲ短縮スルコトヲ認ムルコト

二 銀行預金又ハ金銭信託ノ方法ヲ許可ノ申請書ニ  
ハ銀行名又ハ信託會社名ヲ記載セシムルコト

三 「其ノ他確實ナル方法」ハ當分ノ間之ヲ許可セ  
ザルコト

四 支拂ニ關スル事業主ノ證明ハ事業主個人ノ氏名  
ニ依ラズシテ事業主タルコトヲ表示シ得ル抽象的  
名稱(例ヘバ「〇〇株式會社〇〇工場」)ニ依ル  
コトヲ得ルコト

五 登録國債ノ方法ハ百圓以上ノ金額ニ非ザレバ之  
ヲ許可セザルコト

第十七條

一 積立金額ノ更正認可ハ法人タル事業主ニ在リテ  
ハ認可申請書ニ記載シタル配當率ガ事實ニ相違シ  
又ハ利益配當金額ガ所得税法ニ依リ決定シタル所



ノ適用ヲ受クルモノナルコト

第九條

届出ハ様式第一號ニ依ラシムルコト(此ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ一月以降ノ狀況ヲ記載セシムルコト)

第十一條

退職積立金帳ハ様式第二號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十五條

退職手當積立金帳ハ様式第三號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十六條

退職手當積立金労働者別明細簿ハ様式第四號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第十七條

特別手當積立金明細簿ハ様式第五號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第二十七條及第二十八條

第二十七條第五號ニ該當スル「背信行爲」及第二十八條第五號ニ該當スル(特ニ不都合ナル行爲)ニ付

事業主退職手當規程ニ具體的ニ之ヲ列擧スルコトヲ認ムベキ事項ハ労働部ニ協議スルコト

第二十九條

一 女子労働者ガ結婚スルトキ退職スルモノト認ムベキハ退職後六ヶ月以内ニ結婚スル場合ニ限ルモノトスルコト但シ事業主ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得ルコト

二 事業主ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ヲ要求シ得ルコト

第三十九條

準備積立金帳ハ様式第六號ヲ參考トシテ適當ナルモノヲ作成セシムルコト

第四十條

退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領中ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載セシムルコト  
イ 退職積立金トシテ積立ツベキ金額及之ヲ賃金ヨリ控除スル期日

ロ 退職手當ノ支給額

ハ 退職手當ヲ支給セザル場合又ハ減額シテ支給スル場合

第四十一條

第十一條及第十六條ノ帳簿ノ合併ニ付テハ參考様式參照ノコト、他ノ帳簿ヲ合併スル場合ニ於テモ參考様式ニ準ジ相互ノ記載事項ハ明確ニ分別スルコトヲ要スルコト

### 退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

準則第一

退職積立金及退職手當規程

第一章 總 則

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職積立金ノ積立、退職手當積立金ノ積立及退職手當ノ支給ハ本規程ニ依リ之ヲ爲ス

第二條 本規程ハ當會社(工場)(鑛山)ニ使用セララル職工(鑛夫)ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日雇入レラルル者ヲ除外ス

第二章 退職積立金

第三條 當會社ハ職工ノ毎月ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ毎月〇日ニ支拂ハルベキ賃金ヨリ控除シ職工(鑛夫)ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ毎年三月、六月、九月及十二月ニ取纏メ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル

通報(證書)ハ當會社ニ於テ之ヲ保管ス

退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則



第四條 一月ノ勞働日數〇日以下ナルトキハ其ノ月ノ

退職積立金ノ控除ヲ爲サズ

災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ許可ヲ受ケ

退職積立金ノ控除ヲ爲サズ又ハ減額シテ控除スルコ

トアルベシ

第五條 職工退職(解雇ヲ含ム)又ハ死亡シタルトキ

ハ遲滞ナク通帳ヲ返還ス

第三章 退職手當

第六條 當會社ハ毎事業年度末(六月末日及十二月末

日)ニ於ケル職工其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相

當スル金額及其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ三以内ニ於

テ認可ヲ得タル金額ヲ退職手當積立金トシテ郵便局

(〇〇銀行)ニ預入ル

第七條 退職手當積立金ハ六月末日及十二月末日ニ於

テ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ職工別ニ計算ヲ明ニ

ス

第八條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ左ノ各號ノ金

額ヲ退職手當トシテ支給ス

一 第七條ノ規定ニ依リ其ノ職工ノ計算ニ屬スル金

額

二 第六條ノ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二

ニ相當スル金額

第九條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シ

タルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトア

ルベシ

勤続三年以上(十年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ

退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄

減額スルコトアルベシ

第十條 職工退職ヲ申出デタル場合ト雖モ左ノ各號ノ

一 該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ト看做サズ

一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘザルトキ

二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞務規則)ニ依

リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セ

ザルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ム

ルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求め場合ニ依リテハ

戸籍謄本又ハ戸籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルベ

シ)

五 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第十一條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該

當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退

職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

二 素行著シク不良ナルコト

三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト

四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又

ハ勤務ニ就カザルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行

爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未滿ニシテ前各號ノ一ニ該當

スル事由ニ解雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當

ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルベシ

第十二條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解

雇セラレタルトキハ第八條ノ退職手當ハ之ヲ支給セ

ザルコトアルベシ

一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セ

退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

ラレタルモノナルコト

二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト

明ナルコト

三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト

四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上

ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタル

トキ

第十三條 第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依

リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生ジタルトキハ

特別手當積立金トシテ之ヲ保留ス

第十四條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキ

ハ退職手當トシテ第八條ノ金額ノ外特別手當積立金

ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額

(特別手當)ヲ加算シテ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ

處セラレ又ハ第十一條第一項各號及第十二條各號ノ

一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ

加算セザルコトアルベシ

一 勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金ニ



十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手當ヲ受クベキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手當積立金ガ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シ特別手當ノ金額トス

第十五條 勤続期間ノ計算ハ職工備入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス

第十六條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル順位ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

附 則

本規定ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

準則第二

退職手當及準備積立金規程(其ノ一)

第一條 退職積立金及退職手當法ニ依ル當會社(工

場)(鑛山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル(職工)職夫ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日日雇入ラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ指ス

前項ノ標準報酬日額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ナルトキハ従前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ勤続一年ニ付標準賃金〇〇日分ニ相當スル退職手當ヲ支給ス

前項ノ退職手當ハ在職中功勞アリタル職工ニハ之ヲ増額スルコトアルベシ

第五條 勤続三年未滿ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シ

タルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

勤続三年以上十年未滿(六年未滿)ノ職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ前條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルベシ

第六條 職工退職ヲ申出デタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依リ退職ト看做サズ

一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘザルトキ

二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞務規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セザルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ)

五 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

第七條 職工勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ

一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト

二 素行著シク不良ナルコト

三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト

四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カザルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

職工勤続三年以上十年未滿ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ之ヲ二分ノ一迄減額スルコトアルベシ

第八條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ヲ支給セザルコトアルベシ

一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルモノナルコト

二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト



明ナルコト

- 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
- 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト

第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ第四條ノ退職手當ハ左ノ特別手當ヲ加算シテ之ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七條第二項各號及第八條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ之ヲ加算セザルコトアルベシ

- 一 勤続一年以上三年未満ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額
- 二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

第十條 勤続期間ノ計算ハ職工僱入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者ニ在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス  
勤続期間一年未満ノ端數ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第十一條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

第十二條 當會社ハ退職手當支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ毎事業年度末(六月末日及十二月末日)ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本規程施行前ノ職工ノ勤務ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ退職手當ヲ支給ス

準則第三

退職手當及準備積立金總額(其ノ二)  
第一條 退職積立金及退職手當法ニ依リ當會社(工場)(鑛山)ノ退職手當ハ本規程ニ依リ之ヲ支給ス  
第二條 本規程ハ當會社ニ使用セラルル職工(鑛夫)

ニ之ヲ適用ス但シ六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者及日日雇入レラルル者ヲ除外ス

前項但書ノ者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ付本規程ヲ適用ス

第三條 本規程ニ於テ標準賃金トハ退職時ニ於テ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額ヲ謂フ

前項ノ標準報酬日額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ依リ從前ニ比シ著シク低額ナルトキハ從前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シ適當ナル額ヲ當會社ニ於テ定ム

第四條 職工退職又ハ死亡シタルトキハ別表第一號表ニ因リ退職手當ヲ支給ス但シ第五條又ハ第七條乃至第九條ニ規定スル場合ハソノ規定ニ依ル

第五條 職工自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ別表第二號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス

第六條 職工退職ヲ申出デタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ自己ノ都合ニ依リ退職ト

退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則

看做サズ

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲メ業務ニ堪ヘザルトキ
- 二 當會社ノ定ムル就業規則(雇傭勞役規則)ニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女工結婚スルトキ但シ退職後六月以内ニ結婚セザルトキヲ除ク(尙當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ結婚ノ事實ノ證明ヲ求メ場合ニ依リテハ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ)
- 五 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第七條 職工左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ別表第三號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス

- 一 工場ノ風紀ヲ甚シク紊シタルコト
- 二 素行著シク不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト
- 四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勤務ニ不熱心又ハ勤務ニ就カザルコト



- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト
- 第八條 職工左ノ各號ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ退職手當ヲ支給セズ
  - 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ履修セラレタルモノナルコト
  - 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト
  - 三 故意ニ工場ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
  - 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルコト
  - 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト
- 第九條 職工事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキハ別表第四號表ニ依リ退職手當ヲ支給ス但シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ第七條各號及前條各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十條 職工在職中功勞アリタル場合又ハ同情スベキ

- 事由アリト認メタル場合ハ前六條ノ規定ニ拘ラズ退職手當ヲ増額シ又ハ特ニ支給スルコトアルベシ
- 第十一條 勤続期間ノ計算ハ職工輸入ノ日ヨリ之ヲ起算ス但シ本規程施行前ヨリ引續キ使用セラルル者在リテハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ起算ス
- 勤続期間一年未滿ノ端數ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス
- 第十二條 職工死亡シタル場合ニ於テハ退職積立金及退職手當法施行令ノ定ムル所ニ依リ退職手當ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス
- 第十三條 當會社ハ退職手當支給ニ充ツル爲準備積立金トシテ毎事業年度末(六月末日及十二月末日)ニ於ケル職工ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ〇ニ相當スル金額ヲ郵便局(〇〇銀行)ニ預入ル前項ノ準備積立金ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ運用スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 本規程施行前ノ職工ノ事務ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ

依リ退職手當ヲ支給ス

第一號表

勤続年數	支給日數	一月當リ	勤続年數	支給日數	一月當リ
一年未滿	一〇二付一〇五ノ割合		滿十五年	二五五	
滿一年	一五		同十六年	二七九	
同二年	三〇		同十七年	三〇三	
同三年	四五	一〇二五	同十八年	三二七	
同四年	六〇		同十九年	三五二	
同五年	七五		同二十年	三七五	
同六年	九〇		同二十一年	三九九	
同七年	一〇五		同二十二年	四二二	
同八年	一二三		同二十三年	四四七	
同九年	一四一		同二十四年	四七一	
同十年	一五九		同二十五年	四九五	
同十一年	一七七	一〇五〇	同二十六年	五一九	
同十二年	一九五	(七年ヲ超 ユル部分)	同二十七年	五四三	
同十三年	二一三		同二十八年	五六七	
同十四年	二三一		同二十九年	五九一	
					(十四年ヲ超 ユル部分) 二〇〇

退職積立金及退職手當法ニ關スル規程準則



















- 備考 1. 已ムラ得ザル事項ニハ身分ノ變更其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ヲ含マシムルコト
2. 金額ノ欄ニハ法第四十二條ニ依リ支給シタル金額ヲ含マシムルコト
3. 金額ノ欄ニハ當該年度ニ於テ支給義務ノ發生シタル退職手當金額ヲ記入シ未支給額アルトキハ其ノ未支給額ヲ別ニ赤字ヲ以テ附記スルコト
- 八 退職手當支給状況 其ノ二 (前年迄ノ退職労働者ニ對スル手當未支給額及本年中ニ於ケル其ノ支給額)

前年迄ノ未支給額	退職手當支給状況	
	男	女
右ニ對スル本年度中ノ支給額		
差引 残 額		
	計	

氏名 探用 退職積立金支払状況

氏名	探用	退職積立金支払状況	年 月 日	積立	要 要	控 額	積 立 額	積 立 金 額
19	3	25	積立金控除 (賞金 ¥ 45,000)	80	90	2	70	84
"	"	31	積立			2	40	87
"	"	"	利 子					89
"	"	4	25	積立金控除 (賞金 ¥ 45,000)	90			
"	"	5	25		90			
"	"	6	25		90			
"	"	30	積立			2	70	92
"	"	7	25	積立金控除 (賞金 ¥ 45,000)	90			
"	"	"	31	出 産 (自己都合)	90			92
				控除金 ¥ 0.90 積立金 ¥ 92.40 支拂 (未払)				40

退職積立金及退職手當法ニ關スル報告並承認様式

111111

積立方法二種類ニシテ運用ヲ爲サザル場合ノ様式  
 (積立方法、賞金ヨリ控除ノ時期及積立、時期、金額、額、  
 控除額スルコト)















年月日	積立金	手當積立金	退職積立金	退職手當積立金
昭和二十一年一月一日	100	200	300	400
昭和二十一年一月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年二月一日	100	200	300	400
昭和二十一年二月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年三月一日	100	200	300	400
昭和二十一年三月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年四月一日	100	200	300	400
昭和二十一年四月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年五月一日	100	200	300	400
昭和二十一年五月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年六月一日	100	200	300	400
昭和二十一年六月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年七月一日	100	200	300	400
昭和二十一年七月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年八月一日	100	200	300	400
昭和二十一年八月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年九月一日	100	200	300	400
昭和二十一年九月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年十月一日	100	200	300	400
昭和二十一年十月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年十一月一日	100	200	300	400
昭和二十一年十一月三十一日	100	200	300	400
昭和二十一年十二月一日	100	200	300	400
昭和二十一年十二月三十一日	100	200	300	400

### 退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

- 凡 例
- 一、法一號ノ様式  
 退職積立金關係ノ様式
  - 二、法二號ノ様式  
 退職手當積立金關係(法十六條、十七條)ノ様式
  - 三、法三號ノ様式  
 準備積立金關係(法三十條、四十二條)ノ様式
  - 四、法四號ノ様式  
 運用ノ場合全般ノ様式
  - 五、法五號ノ様式  
 特別手當關係ノ様式
- 目次
- 一、法一號  
 「法適用届」
  - 二、法二號ノ一  
 「法適用届出事項變更届」
  - 三、法二號  
 「事業廢止届」
  - 四、法三號  
 「適當廢止届」
  - 五、法四號  
 「事業承継届」
- 退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式
- 六、法五號  
 「令二條二項ニ依ル賃金計算許可申請書」
  - 七、法六號  
 「代理人選任届」
  - 八、法一號  
 「取置積立許可申請書」
  - 九、法二號  
 「積立方法許可申請書」
  - 一〇、法三號  
 「積立免除(減額積立)許可申請書」
  - 一一、法三號ノ二  
 「同」
  - 一二、法一號  
 「法十六條計算期間届」
  - 一三、法二號  
 「積立免除許可申請書」
  - 一四、法三號  
 「法十七條ニ依ル認可申請書」(甲號)
  - 一五、法四號  
 「同認可申請書」(乙號)
  - 一六、法五號  
 「法十七條ニヨル積立完了届」
  - 一七、法六號  
 「法十七條ニ依ル積立免除許可申請書」



- 一八、手七號 「法十八條但書ニ依ル労働者別計算ノ許可申請書」
- 一九、手八號 「法十九條二項ニ依ル利子ノ労働者別計算期屆」
- 二〇、特一號 「特別手當金ノ限度許可申請書」
- 二一、特二號 「同記載労働者數増加屆」
- 二二、準一號 「法三十條一項ニ依ル規程許可申請書」
- 二三、準二號 「同規程變更(廢止)許可申請書」
- 二四、準三號 「法四十二條ニ依ル規程許可申請書」
- 二五、準四號 「法三十條一項及法四十二條ニ依ル規程許可申請書」
- 二六、準五號 「法三十條四項ニ依ル利子及剩餘、缺損ノ計算期屆」
- 二七、用一號 「退職積立金運用許可申請書」
- 二八、用二號 「同國債供託書寫屆」
- 二九、用三號 「退職手當積立金運用許可申請書」
- 三〇、用四號 「同國債供託寫屆」
- 三一、用五號 「準備積立金運用許可申請書」
- 三二、用六號 「同國債供託書寫屆」
- 三三、用七號 「同」
- 三四、外一號 「法三條一項ニ依ル法適用許可申請書」
- 三五、外二號 「同規程變更許可申請書」
- 三六、外三號 「同 廢止許可申請書」

總一號

退職積立金及退職手當法適用屆

(所轄警察署ニ提出スベシ)

一、事業ノ名稱、種類及所在地	二、事業主ノ氏名及住所 法人タル事業主ニ在リテハ其名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名		電話、番
	常時使用労働者數	男 人 女 人 計 人	
法ノ適用ヲ受クルニ至リタル年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
右退職積立金及退職手當法施行規則第一條ニ依リ及御屆候也			
昭和 年 月 日 (住所)			
神奈川縣知事 殿 届出人 氏 名			

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式



第一號ノ二

退職積立金及退職手當法適用届出  
事項變更届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ住所及氏名
  - 三、變更事項 1. 變更前
  - 2. 變更後
  - 四、變更アリタル年月日
- 右ノ通變更致候間退職積立金及退職手當法施行規則第一條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

第二號

退職積立金及退職手當法適用事業  
廢止届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ住所氏名
  - 三、事業廢止ノ年月日
  - 四、事業廢止ノ事由
- 右事業廢止致候間退職積立金及退職手當法施行規則第一條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

第三號

退職積立金及退職手當法適用届出

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ住所及氏名
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル事由
  - 五、積立金現在高及支給スベキ退職手當金額
  - (一) 退職積立金現在高
  - (二) 退職手當積立金現在高(準備積立金現在高)
  - (三) 支給スベキ退職手當金額
- 右事由ニ因リ退職積立金及退職手當法適用除外相成度同法施行規則第三條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

第四號

退職積立金及退職手當法適用事業  
承継届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - (一) 事業ノ承継人住所及氏名
  - (二) 事業ノ承継人住所及氏名
  - (三) 事業ノ承継ノ事由及全部承継又ハ一部承継ノ別
  - (一) 事業ノ承継ノ事由
  - (二) 全部承継(一部承継)
  - 四、引續キ承継人ニ使用セラルル労働者數
  - 五、承継シタル積立金
  - 六、承継年月日
- 右事業承継致候間退職積立金及退職手當法施行規則第六條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右被承継人  
右承継人

神奈川縣知事

二四五



總五號

退職積立金及退職手當法施行令第二條第二項ニ依ル賃金計算ノ許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、使用労働者現在數
  - 四、標準報酬日額ノ平均額
  - 五、労働者一人當一日ノ勞務ニ對スル賃金ノ平均額
  - 六、報酬日額四圍ヲ超ユル労働者數
- 右事業ニ於ケル労働者ノ各一月ノ賃金ヲ健康保險法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトニ致度候間退職積立金及退職手當法施行令第二條第二項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年月日

事業主

神奈川縣知事

殿

總六號

退職積立金及退職手當法ニ關スル代理人選任届

〇〇市 區 町 番地  
會社名  
氏 名

今般右者ヲ以テ當社 工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法ニ關シ代理人トシテ選任致候間同法施行規則第四十三條ニ依リ此段及御届候也

年月日

事業主

神奈川縣知事

殿

退一號

退職積立金取廻積立許可申請書

- 一、事業ノ名稱種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、積立控除金ヲ取廻ムル期間
  - 五、積立豫定期
  - 六、賃金ヨリ控除スル期日
  - 七、取廻ノ事由
- 右事由ニ依リ退職積立金取廻積立致度候間退職積立金及退職手當法施行令第九條第一項但書ノ規定ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年月日

事業主

神奈川縣知事

殿

注 一、積立控除金ヲ取廻ムル期間ハ具體的ニ明細ニ記載スルコト  
二、積立豫定期ハ賃金控除日ヨリ十日以内トスルコト

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

神奈川縣知事

殿

退二號

退職積立金積立方法許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、積立方法
- 右積立方法ニ依リ積立致度候間退職積立金及退職手當法施行令第十條第一項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿



退三號

退職積立金積立免除(減額積立)許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、常時使用労働者數
- 四、災害其ノ他已ムラ得ザル事由ノ具體的事項
- 五、積立免除(減額積立)ノ期間
- (六、積立ノ程度)

右五號ノ事由ニ依リ積立免除(減額積立)致度候間退職積立金及退職手當法第十一條第二項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

退三號ノ二

退職積立金積立免除許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、常時使用労働者數
- 四、積立免除ヲ要スル事由

實働日數 月 日以下ナルトキ

右事由發生ノ際ハ今後退職積立金ノ積立ヲ爲ザル致度候間退職積立金及退職手當法第十一條第二項ニ依リ御許可相成度此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

手一號

退職積立金及退職手當法第十六條

ニ依ル退職手當積立金ノ積立計算

期間屆

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、積立金ノ積立計算期間

(一)自 月 日 至 月 日

(二)自 月 日 至 月 日

右ノ通り退職積立金及退職手當法第十六條ニ依ル計算期間ヲ相定候條同法施行令第十四條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

手二號

退職手當積立金積立免除(減額積立)許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、使用労働者數
- 四、災害其ノ他已ムラ得ザル事由ノ具體的事項
- (五、積立ノ程度)

右四號ノ事由ニ依リ積立免除(減額積立)致度候間御許可相成度退職積立金及退職手當法施行規則第十八條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事



手三號

退職積立金及退職手當法第十七條  
ニ依ル認可申請書(甲號)

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、期間末ニ於ケル労働者數  
其ノ期間中ノ賃金ノ額
- 四、積立テントスル退職手當積立金ノ金額  
前號ノ賃金ニ對スル割合
- 五、(法人ノ場合)  
事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額  
利益配當金額(採用事業年度ヲ記載スル事)  
利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額又ハ出資  
金額ニテ除シタル年割合  
(個人ノ場合)  
曆年ニ於ケル事業ノ純益金額(採用曆年ヲ記載ス  
ルコト)

右退職積立金及退職手當法第十七條ニ依リ退職手當積立金ノ積立致度候間御認可相成度同法施行規則第二十條ニ依リ此段及申請候也

年月日 右事業主  
神奈川縣知事 殿

手四號

(兼、認可ノ場合)

退職積立金及退職手當法第十七條  
ニ依ル認可申請書(乙號)

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、退職手當積立金ノ額ヲ定ムル標準  
右標準ニ依リ退職手當積立金ノ積立致度候間御認可相成度退職積立金及退職手當法施行規則第十九條第二項ニ依リ此段及申請候也

年月日 右事業主  
神奈川縣知事 殿

手五號

退職積立金及退職手當法第十七條  
ニ依ル積立完了届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、期間末ニ於ケル労働者數  
其ノ期間中ノ賃金ノ額
- 四、積立テタル退職手當積立金ノ金額  
前號ノ賃金ニ對スル割合
- 五、(法人ノ場合)  
事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額  
利益配當金額(採用事業年度ヲ記載スルコト)  
利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニテ除シタル  
年割合  
(個人ノ場合)  
曆年ニ於ケル事業ノ純益金額(曆年ヲ記載スルコト)

右退職積立金及退職手當法第十七條ニ依リ退職手當積立金ノ積立完了致候間同法施行規則第二十一條ニ依リ此段及御届候也

年月日 右事業主  
神奈川縣知事 殿

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

手六號

退職積立金及退職手當法第十七條  
但書ニ依ル退職手當積立金ノ積立  
免除許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、期間末ニ於ケル労働者數及其期間中賃金ノ額
  - 四、利率配當率(利益金額)
  - 五、採用事業年度(又ハ採用曆年)
- 右ノ通有之候間退職積立金及退職手當法第十七條ノ退職手當積立金ノ積立免除御許可相成度此段及申請候也

年月日 右事業主  
神奈川縣知事 殿



手七號

退職積立金及退職手當法第十八條  
但書ニ依ル労働者別計算ノ許可申  
請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、労働者別計算ノ標準

右標準ニヨリ退職積立金及退職手當法第十七條ノ退職  
手當積立金ヲ労働者別ニ計算致度候間御許可相成度同  
法施行規則第二十三條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

手八號

退職積立金及退職手當法第十九條  
第二項ニ依ル利子ノ労働者別計算  
期届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ住所及氏名
- 三、計算期

右ノ通退職手當積立金ノ利子ノ労働者別計算ノ時期相  
定候間退職積立金及退職手當法施行規則第二十四條ニ  
依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

特一號

特別手當積立金ノ限度許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、常時使用労働者數
- 四、特別手當積立金ノ限度ト爲サントスル金額
- 五、健康保険法ニ依リ使用労働者ニ付定メタル標準報  
酬日額ノ合計額

右ノ通特別手當積立金ノ限度相定候間御許可相成度退  
職積立金及退職手當法施行規則第三十一條ニ依リ此段  
及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

特二號

特別手當積立金限度許可申請書記  
載労働者數増加届

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
- 二、事業主ノ氏名及住所
- 三、常時使用労働者數
- 四、健康保険法ニ依リ使用労働者ニ付定メタル標準報  
酬日額ノ合計額

右ノ通退職積立金及退職手當法施行規則第三十一條第  
二項ニ依リ此段及御届候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

二五三



準一號

退職積立金及退職手當法第三十條  
第一項ニ依ル退職手當及準備積立  
金規定許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、退職手當及準備積立金規程(別紙ノ通)
- 右ノ通退職手當及準備積立金規程相定候間御許可相成  
度退職積立金及退職手當法施行規則第三十三條ニ依リ  
此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

準二號

退職積立金及退職手當法第三十條  
第一項ニ依ル退職手當及準備積立  
金規程變更(廢止)許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、規程ヲ變更(廢止)セントスル理由
  - 五、變更ノ規程(廢止ノ場合)
- 右ノ理由ニ因リ退職手當及準備積立金規程ヲ變更(廢  
止)致度候間御許可相成度退職積立金及退職手當法施  
行規則第三十三條第二項ニ依リ此段及申請候也

在高

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

準三號

退職積立金及退職手當法第四十二  
條ニ依ル退職手當及準備積立金規  
程許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數
  - 五、退職手當及準備積立金規程(別紙ノ通)
- 右ノ通退職積立金及退職手當法施行前ノ勤務ニ對スル  
退職手當及準備積立金規程相定候間御許可相成度同法  
施行規則第三十八條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式

準四號

退職積立金及退職手當法第三十條  
第一項及同法第四十二條ニ依ル退  
職手當及準備積立金規程許可申請  
書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數
  - 五、退職手當及準備積立金規程(別紙ノ通)
- 右ノ通退職積立金及準備積立金規程相定候間御許可相  
成度退職積立金及退職手當法施行規則第三十三條及第  
三十八條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

殿

二五五



準五號

退職積立金及退職手當法第三十條  
第四項ニ依ル利子及剩餘、缺損ノ  
計算期屆

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ住所及氏名
  - 三、常時使用労働者數
- 右ノ通り準備積立金ノ利子及剩餘、缺損ノ計算ノ時期  
相定候條退職積立金及退職手當法施行規則第三十六條  
ニ依リ此段及御届候也

年月日

事業主

神奈川縣知事

用一號

退職積立金運用許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、運用セントスル金額
  - 四、同 期間
  - 五、支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
  - 六、利 率
- 右ノ通り退職積立金運用致度候間退職積立金及退職手當  
法施行規則第十三條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右事業主

神奈川縣知事

用二號

退職積立金及退職手當法第十三條  
第二項ニ依ル國債供託書寫屆

退職積立金ニ關シ 年 月 日附 號ヲ以テ  
御許可相成候處別紙寫ノ通國債供託完了致候間退職積  
立金及退職手當法施行規則第十四條第二項ニ依リ此段  
及御届候也

年月日

住 所

事業主 氏 名

神奈川縣知事

用三號

退職手當積立金運用許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、運用セントスル金額及期間
  - 四、支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
  - 五、利 率
- 右ニ依リ退職手當積立金運用致度候間御許可相成度退  
職積立金及退職手當法施行規則第二十五條ニ依リ此段  
及申請候也

年月日

右 事業主

神奈川縣知事

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請書様式



用四號

退職積立金及退職手當法第二十一條第二項ニ依ル國債供託書寫屆

退職手當積立金運用ニ關シ 年 月 日附

號ヲ以テ御許可相成候處別紙寫ノ通國債供託完了致候間退職積立金及退職手當法施行規則第二十六條ニ依リ此段及御届候也

年月日

住 所

事業主 氏 名

神奈川縣知事

殿

用五號

退職積立金及退職手當法第三十條第四項(第四十二條)ニ依ル準備積立金運用許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、運用セントスル金額及期間
  - 四、支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
  - 五、利率
- 右ニ依リ準備積立金運用致度候間御許可相成度退職積立金及退職手當法施行規則第三十五條ニ依リ此段及申請候也

年月日

右 事業主

神奈川縣知事

殿

用六號

退職積立金及退職手當法第三十條第四項ニ依ル國債供託書寫屆

準備積立金運用ニ關シ 年 月 日附 號ヲ

以テ御許可相成候處別紙寫ノ通國債供託完了致候間退職積立金及退職手當法施行規則第二十六條ニ依リ此段及御届候也

年月日

住 所

事業主 氏 名

神奈川縣知事

殿

用七號

退職積立金及退職手當法第四十二條ニ依リ同法第二十一條ヲ準用シタル場合ノ國債供託書寫屆

準備積立金運用ニ關シ 年 月 日附 號ヲ

以テ御許可相成候處別紙寫ノ通國債供託完了致候間退職積立金及退職手當法施行規則第二十六條ニ依リ此段及御届候也

年月日

右 事業主

神奈川縣知事

殿

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式



外一號

退職積立金及退職手當法第三條第一項ニ依ル同法適用許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、退職積立金退職手當規程(別紙ノ通)
- 右ノ通規程相定候間御許可相成度退職積立金及退職手當法施行規則第四條第一項ニ依リ此段及申請候也

年月日

右 事業主

神奈川縣知事

殿

外二號

退職積立金及退職手當法第三條第一項ニ依ル規程變更許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、規程ヲ變更セントスル理由
  - 五、變更セル規程(別紙ノ通)
- 右理由ニ依リ昭和 年 月 日附 號ヲ以テ御許可相成度規程變更致度候間退職積立金及退職手當法施行規則第四條第二項ニ依リ此段及申請候也

年月日

右 事業主

神奈川縣知事

殿

外三號

退職積立金及退職手當法第三條第一項ニ依ル規定廢止許可申請書

- 一、事業ノ名稱、種類及所在地
  - 二、事業主ノ氏名及住所
  - 三、常時使用労働者數
  - 四、規程ヲ廢止セントスル理由
  - 五、規程廢止ニ關スル規程(別紙)
  - 六、積立金現在高及退職手當金額
- (一) 退職積立金現在高
- (二) 退職手當積立金現在高(準備積立金現在高)
- (三) 退職手當金額
- 右理由ニ依リ昭和 年 月 日附 號ヲ以テ御許可相成度規程變更致度候間退職積立金及退職手當法施行規則第四條第二項ニ依リ此段及申請候也

年月日

神奈川縣知事

殿

退職積立金及退職手當法ニ關スル届出及申請諸様式



### 労働者災害扶助法

(昭和六年四月二日) (昭和十年三月三十日)  
(法律第五四號) (法律第一八號改正)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

- 一 土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ
- 二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ
  - (イ) 國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事
  - (ロ) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事並ニ此等ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ニ關スル注文ニ依ル工事
  - (ハ) 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ
- 三 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業
- 四 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、渡止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂礫ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ
- 五 前各號ニ掲グルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモ主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セザル土石砂礫ヲ採取スル事業及岸壁、渡止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限リ本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

第三條 前條ノ事業主トハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號(イ)ノ工事ノ全部又ハ一部ガ數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人ガ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受けシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受けシムルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ元請負人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受けタル下請負人ニ對シ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人ガ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方ガ知レザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業ガ専ラ

労働者災害扶助法

同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ作業(動力ニ依リ運輸スル揚重機ヲ用フルモノニ限ル)ニシテ注文ニ依リ爲サルモノ又ハ同項第二號(ロ)ノ注文ニ依ル工事ニ付テハ其ノ注文者(數次ノ注文ニ依ル場合ニ於ケル上級注文者ヲ含ム)モ其ノ注文ニ依ル作業又ハ工事ニ關シ亦同ジ

前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ニ對シ、尙數次ノ注文ニ依ル場合ニ於テハ其ノ下級注文者ニ對シテモ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得前條第三項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 一 事業主本法ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ事業主ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

事業主及労働者ノ出捐スル共済組合勅令ノ定ムル所ニ依リ事業主ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキハ事業主ハ其ノ給付ノ價額ノ限度



ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル  
 第四條ノ三 本法ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間  
 之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リ消滅ス  
 第四條ノ四 本法ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓  
 渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ  
 第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハ  
 ルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナ  
 ル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得  
 第六條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏  
 又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムル  
 コトヲ得  
 第七條 事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力ア  
 ルニ拘ラズ扶助ヲ爲サザルトキハ千圓以下ノ罰金ニ  
 處ス  
 第八條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢  
 ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ  
 爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ  
 罰金ニ處ス  
 第九條 事業主未成年者若ハ禁酒者ナルトキ又ハ法

人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人  
 又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用  
 ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成  
 年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、  
 雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シ  
 タルトキハ自己ノ指圖ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處  
 罰ヲ免ルルコトヲ得ズ  
 第十一條 本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣市  
 町村及勸令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ  
 附 則  
 本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 昭和十年三月三十日法律第十八號附則  
 本法施行ノ期日ハ勸令ヲ以テ之ヲ定ム  
 (昭和十一年十二月二十一日勸令第四四六)  
 (號ニ依リ昭和十二年一月二日ヨリ施行)  
 労働者災害扶助法ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ時効ニ  
 シテ其ノ進行ガ本法施行前ニ始リタルモノニ付テハ仍  
 従前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期

ガ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第四條ノ三

ノ規定ヲ適用ス

### 労働者災害扶助法施行令

(昭和八年十二月十三日 勸令第三一四號改正)  
 (昭和十三年一月十一日 勸令第二〇號改正)  
 (昭和十一年十二月二十一日 勸令第四四八號改正)  
 (昭和十五年九月十八日 勸令第六一五號改正)

第一條 労働者災害扶助法第一條第二號(イ)ノ公  
 共團體ハ左ニ掲グルモノトス  
 一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ  
 區、學區並ニ町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村  
 ニ準ズベキモノ及其ノ組合  
 二 水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合  
 三 耕地整理組合及土地區劃整理組合並ニ其ノ聯合  
 會  
 第二條 労働者災害扶助法第一條第二號(イ)ノ工  
 労働者災害扶助法施行令

事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒  
 高九米未満ニシテ且建築面積三百三十平方米未満ノ  
 木造家屋ノ建築工事ヲ除ク  
 一 使用労働者延人員千人以上ノモノ  
 二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額五千圓以上ノモ  
 ノ  
 三 火薬類、動力(一馬力以下ノ電動力ヲ除ク)ニ  
 依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用  
 フルモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノモ



四 地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノモノ

工事着手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事着手後之ニ該當セザルニ至リシ場合ト雖モ前項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス

第二條ノ二 労働者災害扶助法第一條第一項第五號ノ事業ハ工場以外ニ於テ行フ船舶(木造船船ヲ除ク)ノ解體ノ事業トス

第三條 事業主ハ労働者ガ業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スベシ但シ扶助ヲ受ケベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ  
一 負傷ニ因リ發シタル疾病

二 異物ニ因ル眼疾患、重量物體ノ取扱ニ因ル腰痛  
災其ノ他災害ニ因ル疾病

三 毒性、劇性又ハ刺激性料品ニ因ル中毒症又ハ皮膚者ハ粘膜ノ障害

四 氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病  
五 有害ナル光線ニ因ル眼疾患

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル疾病  
第一項ノ扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外労働者ノ解體ニ因ルテ變更セラルルコトナシ

工場法又ハ職業法ノ適用ヲ受ケル職工及傭夫ニ付テハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

第四條 労働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スベシ

第五條 労働者療養ノ爲メ労働ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ受ケザルトキハ事業主ハ労働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スベシ但シ日日雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク労働供給契約ニ基キ使用セラルル者ニシテ繼續使用セラルルコト十日未滿ノ者ニ付テハ事故發生ノ日ヨリ起算シ三日間ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十トス

第六條 労働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表ニ掲グル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ但シ從來ノ労働ニ服スルコト能ハザルトキハ標準賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チザルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)ヲ下ルコトヲ得ズ

別表ニ掲グル身體障害二以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ左ニ掲グル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上グ但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 第十三級以上ノ身體障害二以上存スルトキ

一級

二 第八級以上ノ身體障害二以上存スルトキ

二級

労働者災害扶助法施行令

三 第五級以上ノ身體障害二以上存スルトキ

三級  
別表ニ掲グルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル身體障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給スベシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スベシ

第七條 労働者重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

第八條 労働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チザルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ノ遺族扶助料ヲ支給スベシ



第九條 勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿テザルトキハ三十圓)ノ葬祭料ヲ支給スベシ

第十條 第四條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スベシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上之ヲ支給スベシ障害扶助料ハ勞働者ノ負傷又ハ疾病ノ治療後遲滞ナク之ヲ支給スベシ但シ事業主ガ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ勞働者ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スベシ

事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

勞働者災害扶助責任保險法ニ依リ保險セラルル場合

ニ於テハ第二項但書及前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十一條 第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル勞働者療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治療セザルトキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分(其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿テザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前七條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

前項ノ扶助料ハ第七條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ二分ノ一トス

第十二條 別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受クル勞働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スベシ

第十三條 事業主兼メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及勞働者ノ出捐スル共済組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條 勞働者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府ガ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

第十五條 標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ注文ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未滿ノ者ハ五十五圓、十六歳以上ノ女子ハ八十圓、其ノ他ノ者ハ一圓三十圓

二 勞働者災害扶助法第一條第一項第四號ノ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種勞働者ノ賃金總額ヲ其ノ勞働者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乘ジタル數(業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケザル日數ヲ控除ス)ヲ以テ除シタル金額

三 前二號以外ノ事業ニ日日雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種勞働者ノ平均賃金ノ三分ノ二

四 前三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)三月間(雇入後三月ニ滿テザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ズ

五 健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ拘ラズ事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準報酬日額

六 前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハザル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額

厚生大臣ハ業務ノ種類又ハ地域ヲ限リ前項第一號ノ金額ヲ増加又ハ減少スルコトヲ得

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ



疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

第一項第四號ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明者行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セズ

第十六條 前條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 工場法施行令第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ノ扶助ニ付テハ準用ス

第十八條 國ノ直營スル事業ニ於ケル勞働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ニ依ル

第十九條 勞働者災害扶助法第十一條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準ズベキモノトス

第二十條 本令中地方長官トアルハ砂嶺業ニ在リテハ嶺山監督局長トス

附 則  
本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年十二月十三日勅令第三百十四號  
附 則  
本令ハ昭和九年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十二月二十一日勅令第四百四十八號附 則  
本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキハ本令ニ依リ之ヲ扶助スベシ

昭和十三年一月十一日勅令第二十號附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月十八日勅令第六百十五號  
附 則  
本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ改正規定ハ請負金一萬圓未滿ノ工事ニシテ本令施行前ニ請負契約ノ締結セラレタルモノニハ之ヲ適用セズ

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

(別表)

身體障害等級及障害扶助料表		障害扶助料
等級	身 體 障 害	
第一級	一 兩眼ヲ失明シタルモノ	標準賃金六百日分 但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百八十圓、女子ニ在リテハ三百圓ニ滿テザルトキハ夫々四百八十圓又ハ三百圓トス
	二 咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ	
	三 精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	
	四 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	
	五 半身不隨ト爲リタルモノ	
	六 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	七 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
	八 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	九 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	
第二級	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	標準賃金五百三十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ四百
	二 兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	

勞働者災害扶助法施行令



第三級		第四級		第五級	
三	四	一	二	一	二
兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ喪シタルモノ 精神ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ 十指ヲ失ヒタルモノ	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ヲ全ク聾シタルモノ 一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 十指ノ用ヲ喪シタルモノ 兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チザルトキハ夫々四百三十圓トス	標準賃金四百七十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百三十圓又ハ二百四十圓トス	標準賃金四百十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百三十圓又ハ二百四十圓トス	標準賃金四百十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三百三十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓ニ滿チザルトキハ夫々三百三十圓又ハ二百四十圓トス	標準賃金三百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓トス	標準賃金三百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓トス

第六級		第七級	
一	二	一	二
三 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ 一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 十趾ヲ失ヒタルモノ	四 兩眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大體ヲ解シ得ザルモノ 脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ 一上肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ喪シタルモノ 一下肢ノ三大關節中ノ二關節ノ用ヲ喪シタルモノ 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	一 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十圓以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十圓以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ 精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
百八十圓、女子ニ在リテハ百八十圓ニ滿チザルトキハ夫々二百八十圓トス	標準賃金三百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓トス	標準賃金二百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓トス	標準賃金二百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ二百四十圓、女子ニ在リテハ二百四十圓トス



第八級	
五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ
六	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
八	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
九	女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
十	兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ
一	一眼ヲ失明シ又ハ一眼ノ視力〇・〇以下ニ減ジタルモノ
二	頸部ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
三	神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
五	一手ノ拇指及示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
六	一下肢ヲ五種以上短縮シタルモノ
七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
九	一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
十	一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ

★二百圓又ハ百二十五圓トス

標準賃金二百日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百六十圓、女子ニ在リテハ百圓ニ滿チザルトキハ夫々百六十圓又ハ百圓トス

第九級

第九級	
十一	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
三	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
七	鼓膜ノ全部ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ヲ全ク聾シタルモノ
八	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ
九	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
十	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ
十一	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ

標準賃金百五十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ百二十圓、女子ニ在リテハ七十五圓ニ滿チザルトキハ夫々百二十圓又ハ七十五圓トス

第十級

第十級	
一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
三	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
四	鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大體ヲ解シ得ザルモノ

標準賃金百二十日分但シ其ノ金額男子ニ在リテハ九十圓、女子ニ在リテハ六十圓ニ滿チ



第十一級		第十二級	
五	六	八	七
<p>一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一下肢ヲ三指以上短縮シタルモノ</p> <p>一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ</p> <p>鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ</p> <p>脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ</p> <p>一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ</p>	<p>一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>一眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>七齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ</p>	<p>標準賃金九十日分</p> <p>但シ其ノ金額男子ニ在リテハ七十圓、女子ニ在リテハ四十五圓ニ滿テザルトキハ夫々七十圓又ハ四十五圓トス</p>

第十三級		第十四級	
一	二	三	四
<p>一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ</p> <p>一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ</p> <p>兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ</p> <p>一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ</p>	<p>一耳ノ耳殼ノ大部分ヲ缺損シタルモノ</p> <p>鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又ハ骨盤骨ニ著シキ畸形ヲ殘スモノ</p> <p>一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ</p> <p>一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ</p> <p>長管骨ニ畸形ヲ殘スモノ</p> <p>一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ</p> <p>男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ</p> <p>女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ</p>	<p>標準賃金四十日分</p> <p>但シ其ノ金額男子ニ在リテハ三十圓、女子ニ在リテハ二十圓ニ滿テザルトキハ夫々三十</p>	<p>ニ在リテハ五十圓、女子ニ在リテハ三十圓ニ滿テザルトキハ夫々五十圓又ハ三十圓トス</p>



七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ 一足ノ第三趾以下ノ二趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	圖又ハ二十圓トス
八	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ 一足ノ第三趾以下ノ二趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	
九	一足ノ第二趾ノ用ヲ發シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ發シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ發シタルモノ	
十	一足ノ第二趾ノ用ヲ發シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ發シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ發シタルモノ	
第十四級	一 眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ 二 三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ 三 上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ 四 下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ 五 一手ノ小指ノ用ヲ發シタルモノ 六 一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ 七 一手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ 八 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ發シタルモノ 九 局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ 十 男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ	標準賃金二十日分 但シ其ノ金額男子ニ在リテハ十五圓、女子ニ在リテハ十圓ニ滿チザルトキハ夫々十五圓又ハ十圓トス

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式試視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節、以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

- 三 指ノ用ヲ發シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
  - 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
  - 五 趾ノ用ヲ發シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- (準用條文) 工場法施行令
- 第十條 遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ職工ノ配偶者トス  
配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬尊屬ト親等相同ジキトキハ卑屬ヲ先ニス
  - 第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル  
一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス  
二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス  
三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス
  - 第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スベシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フベシ  
一 職工ノ家督相續人又ハ戸主  
二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者  
三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者
  - 第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ

勞働者災害扶助法施行令



支給ヲ受クベキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セズ健康保険法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クベキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同ジ職工ノ死亡ニ關シ健康保険法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルベキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

健康保険法第六十二條第一項第二項第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルト

キ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラズ解雇前ニ又ハ解雇後一年內ニ請求シタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同ジ

二 扶助又ハ健康保険給付ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病ガ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、別表ニ掲グル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

### 三 労働者災害扶助法施行規則

(昭和六年十一月二十八日) 内務省令第三二二號

(昭和八年九月六日) 内務省令第二六號改正  
(昭和十年七月三十一日) 昭和十一年十二月二十一日  
(昭和十一年七月三十一日) 昭和十一年十二月二十一日  
(昭和十一年七月三十一日) 昭和十一年十二月二十一日  
(昭和十一年七月三十一日) 昭和十一年十二月二十一日

第一條 労働者災害扶助料ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得

要旨及扶助代理人アルトキハ其住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ

前項ノ揭示ニハ労働者災害扶助法第三條第二項ノ元請負人又ハ同法第四條第一項ノ注文者アルトキハ其住所氏名ヲ記載スベシ

事業主ガ事業ノ行ハルル場所ニ居住セザルトキ又ハ事業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所ガ事業ノ行ハルル場所ニ在ラザルトキハ扶助代理人ヲ選任スベシ

第四條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クベシ

前項ノ扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三

前二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第五條 労働者業務上ノ負傷又ハ労働者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スベキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク様式第一號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第二條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置クベシ但シ其ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ベキモノアル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 事業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ労働者災害扶助法施行令第十條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキハ様式第二號ニ依リ地方長官ニ届出ヅベシ

第三條 事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ

第七條 事業主ハ毎年十月末日迄ニ様式第三號ニ依リ







記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依ル保險ニ付セザル事業ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スベキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スベシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スベシ
- 五 本報告ハ死傷病者一名毎ニ用紙ヲ別ニスベシ  
同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ出シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 六 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケコトヲ妨ゲズ
- 七 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄

- 八 事業ノ種類欄ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 九 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害ガ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ゲテ其ノ願末ヲ記載スベシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況又ハ危害豫防装置及設備ノ狀況ニ關シテハ成ルベク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添附スベシ

様式第一號乙

(昭和 年 月 日 届出)

労働者災害扶助責任保険法ニ依ル労働者災害扶助報告書										
初診年月日	療養擔當者ノ住所氏名	被傷者ノ姓名	被傷者ノ性別	死傷種類	業務ノ種類	常勤臨時別	賃金	事故發生日時		昭和 年 月 日
								午前	午後	
		氏 名								
		生年月日								
		業務ノ種類								
		常勤臨時別								
		賃金								
		事故發生日時								
		午前								
		午後								
		死亡ノ日時又ハ休業開始日								
		死亡ノ日時又ハ休業開始日								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								
		扶助代理人ノ住所氏名								
		事業主ノ住所氏名								



記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険ニ付スル工事ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スベキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スベシ  
 休業八日未満ノ見込ノ者休業八日以上ニ及ビタルトキハ訂正ノ上更ニ二通差出スベシ  
 休業八日以上ノ見込ノ者ノ休業見込日數ガ三週間以上延長シタルトキ又ハ療養擔當者ヲ變更シタルトキハ其都度訂正ノ上更ニ一通差出スベシ此ノ場合ニ於テハ欄外左肩ニ「變更」ト記載シ保険證書ノ記載番號、事業主ノ住所氏名、扶助代理人ノ住所氏名、事故發生日時、死傷病者ノ氏名、療養擔當者ノ初診年月日及療養擔當者ノ住所氏名以外ノ欄ハ記入スルコトヲ要セズ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スベシ
- 五 本報告ハ死傷病者一名毎ニ用紙ヲ別ニスベシ同  
 一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ出シタル場合ニ於テハ其ノ中ノ一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 六 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケタルコトヲ妨ゲズ
- 七 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 八 工事ノ種類欄ニハ例ヘバ隧道工事、鐵道架設工事、鐵筋コンクリート建築工事、木造建築工事等工事ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 九 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ、又ハ深サ、災害ガ機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ゲテ其ノ順末ヲ記載スベシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況又ハ危害豫防裝置及設備ノ狀況ニ關シテハ成ルベク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添附スベシ
- 十一 療養擔當者ノ初診年月日及療養擔當者ノ住所氏名欄ハ休業見込日數八日未満ノ者ニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 十二 療養擔當者ニ關シテハ單ニ應急處置ヲ加ヘタル者ヲ除キ記載スベシ















様式第三號

勞働者數年報 昭和 年分

(十月一日現在)

事業ノ種類	事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地		事業主ノ住所氏名捺印	扶助代理人ノ住所氏名捺印	計	備考
	年 齡	別				
	十四歳未満	男				
	十四歳以上十六歳未満	女				
	十六歳以上					
計						

記載心得

- 一 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設ケルコトヲ妨ゲズ
- 二 事業ノ種類欄ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 三 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 四 種類ヲ異ニスル二以上ノ事業ヲ兼営スルモノニ在リテハ事業毎ニ用紙ヲ別ニスベシ但シ勞働者災害扶助法第一條第一項第三號ノ事業ヲ爲スモノ其ノ事業ニ附帶スル保存修繕等ノ工事ヲ爲ストキハ同一用紙ニ記載スルヲ妨ゲズ

勞働者災害扶助法施行細則

昭和七年五月廿六日  
昭和十五年十二月六日  
縣令第八〇號改正

- 第一條 本則ニ於テ法ト稱スルハ勞働者災害扶助法、令ト稱スルハ勞働者災害扶助法施行令、規則ト稱スルハ勞働者災害扶助法施行規則ヲ謂フ
- 第二條 法ノ適用ヲ受クル事業(勞働者災害扶助責任保險ニ付スル事業ヲ除ク)ノ事業主ハ事業開始後五日以内ニ左ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ提出スベシ
  - 一 事業ノ名稱、種類及男女別使用勞働者概數
  - 二 事業ノ場所
  - 三 事業ノ主タル事務所ノ所在地
  - 四 事業主ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)
  - 五 法第一條第二項第一號又ハ第四號ノ事業ニ付テハ其ノ事業ガ専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文主ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)
- 第三條 令第七條ノ認定ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ
  - 一 勞働者ノ住所、氏名及生年月日
  - 二 勞働者ノ常時從事スル作業ノ種類
  - 三 負傷又ハ罹病ノ日時、場所、原因及狀況
  - 四 重大ナル過失ヲ證スベキ事項
  - 五 醫師ノ診斷書又ハ其ノ寫
- 第六條 事業開始ノ豫定年月日及事業終了豫定年月日
- 第七條 法ノ適用ヲ受クル理由
- 前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ遅滞ナク變更事項ヲ届出ヅベシ
- 第一項ノ届出ヲ爲シタル事業ニシテ法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ遲滞ナク第一項第一號乃至第四號及法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル理由ヲ届出ヅベシ

勞働者災害扶助法施行細則



第四條 令第十條第四項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ

左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

- 一 扶助料ヲ受クベキ者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 遺族扶助料ノ場合ニ在リテハ死亡セル労働者ノ氏名及扶助料ヲ受クベキ者トノ続柄
- 三 扶助料ノ種類及總額
- 四 分割回数並ニ各回ノ金額及支給期日
- 五 分割支給ヲ要スル理由

第五條 令第十三條ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ

書類ヲ添附シ事業ノ種類、共済組合ノ組合員數及代表者ノ氏名ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 共済組合ノ規約

二 共済組合ノ最近三ヶ年(創立後三年ヲ經過セザルモノニ在リテハ創立以來)ノ豫算書及決算書

令第十三條ノ許可ヲ受ケタル共済組合ハ會計年度終了後二ヶ月以内ニ其年度ノ豫算書及決算書ヲ提出シ又規約ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ届出ツベシ

第六條 令第十六條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ

事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及男女別使用労働者概數
- 二 事業ノ場所
- 三 事業ノ主タル事務所ノ所在地
- 四 事業主ノ住所及氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)
- 五 標準賃金額及其算出方法
- 六 令第十五條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコトノ不當ナル理由

第七條 規則第一條第三項ノ届出ヲ爲サムトスルトキハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 扶助代理人ノ履歴書
- 二 事業主及扶助代理人ノ通算シタル選任契約書寫

扶助代理人ヲ解任シタルトキ又ハ扶助代理人選任契約終了シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク届出ツベシ

第八條 法、令、規則又ハ本則ニ依リ知事ニ提出スル申請書又ハ届書ハ事業ノ行ハルル場所(事業ノ行ハルル場所ガ二以上ノ警察署ノ管轄區域ニ亘ル場合ニ於テハ其事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務

所)ヲ管轄スル警察署長ヲ經由スベシ

第九條 第二條、第五條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ非ズ

第十一條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シ

### 土木建築工事場安全及衛生規則

第一條 本令ハ労働者災害扶助法第一條第二項第二條ノ事業ニ之ヲ適用ス

第二條 事業主ハ工事場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得

#### 土木建築工事場安全及衛生規則

タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二條 本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ罰則ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用セズ

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條ノ届出ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

昭和十二年九月三十日  
内務省令第四一號  
昭和十三年十月二十日  
厚生省令第二九號改正

前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ツベシ  
地方長官必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得



安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第三條 事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ掘鑿スル場合(下掘スル場合ヲ除ク)ニ於テハ危害豫防ノ爲安全ナル勾配ヲ保持スルカ又ハ適當ナル土留ヲ設ケベシ事業主ハ崩壊ノ虞アル地盤ヲ下掘シ又ハ崩壊ノ虞アル地盤ノ下方ニ於テ作業セシムル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一 十分ナル經驗ヲ有スル監視人ヲ置キ絶エズ崩壊ノ危険ヲ監視セシムルコト  
二 不意ノ崩壊ニ因ル危害ヲ防止スル爲適時安全ナル方法ニ依リ掘鑿箇所ノ上部ヲ切落スコト  
三 崩壊ヲ誘致スルノ虞アル雨水、地下水等ノ排水ノ爲適當ナル處置ヲ爲スコト

第四條 事業主ハ土石ノ崩壊又ハ落下ニ因ル危害ヲ防止スル爲掘鑿箇所ト其ノ下方ニ於ケル積込其ノ他ノ作業箇所トノ間ニ安全ナル間隔ヲ置クベシ但シ工事場狹隘ナル爲己ムヲ得ザル場合ニ於テ監視人ヲ置キ土石ノ崩壊又ハ落下ノ危険ヲ監視セシムルトキハ此

ノ限ニ在ラズ

第五條 事業主ハ落石ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落着防止施設ヲ爲スベシ  
掘鑿中落着ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ落着防止作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

第六條 事業主ハ落石ニ因ル危害ヲ防止スル爲浮石ノ除去其ノ他適當ナル處置ヲ爲スベシ

第七條 事業主ハ物體ノ落下ニ因リ下方ノ労働者ニ危害ヲ及ボスノ虞アル場合ニ於テハ金網、板圍其ノ他適當ナル設備ヲ爲スベシ但シ己ムヲ得ザル場合ニ於テ監視人ヲ置クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 事業主ハ建築工事(破壊工事ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ於テ労働者ガ物體ヲ三米以上ノ高所ヨリ投下スルコトヲ禁ズベシ但シ適當ナル投下機ニ依リ又ハ作業上己ムヲ得ザル場合ニ於テ十分ナル警戒ノ下ニ投下スルコトハ此ノ限ニ在ラズ  
労働者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外物體ヲ三米以上ノ高所ヨリ投下スルコトヲ得ズ

第九條 架設通路ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 勾配ハ十分ノ六ヨリ急ナラザルモノトシ且其ノ十分ノ三ヨリ急ナルモノニ付テハ踏棧其ノ他適當ナル滑止ヲ設クルコト但シ適當ニ階段ヲ設ケタルモノ又ハ高二米未満ニシテ適當ニ手掛ヲ設ケタルモノニ付テハ十分ノ六ヨリ急ナルコトヲ妨ゲズ

二 墜落ノ虞アル箇所ニハ高さ七十五釐以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト但シ作業上己ムヲ得ザル場合ニ於テハ必要ナル部分ニ限り臨時取外スコトヲ得

建築工事ニ使用スル高八米以上ノ登陸橋ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用スルノ外七米以内毎ニ欄柵ヲ設ケタルコトヲ要ス

第十條 梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 踏棧ヲ等間隔ニ設ケルコト  
二 踏棧ト壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシムルコト

土木建築工事場安全及衛生規則

三 轉位防止ノ爲適當ナル處置ヲ爲スコト

四 上端ヲ床ヨリ六十釐以上突出セシムルコト

五 坑内梯子道ニシテ長十五米以上ノモノニ付テハ十米以内毎ニ踏欄ヲ設ケルコト

潜函内梯子道等ニシテ己ムヲ得ザルモノニ付テハ前項第四號及第五號ノ規定ヲ適用セズ

第十一條 足場ハ使用目的ニ應ジ堅牢ナル構造ト爲スベシ

足場板ハ二箇所以上ニ於テ梁、柱、脚木等ニ堅固ニ取附クベシ但シ頻繁ニ移動セシムルモノニシテ安全ニ架設セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 事業主ハ建築工事ニ使用スル足場ニ付テハ前條ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一 高二米以上ノモノノ足場板ハ幅二十一釐以上、厚三・五釐以上ノモノトスルコト

二 高六米以上ノモノノ建設作業ニ十分ナル經驗ヲ有スル者ヲ從事セシムルコト

第十三條 事業主ハ建築工事ニ使用スル側足場ニ付テハ前二條ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ



- 一 建地ノ間隔ハ二米五十釐以下トシ地上第一ノ布ハ三米以下ノ位置ニ設クルコト但シ作業上已ムヲ得ザル場合ニ於テ適當ニ補強シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 建地ノ脚部ヲ確實ニ固定スルコト
- 三 腕木ノ間隔ハ一米五十釐以下トスルコト
- 四 建地ノ接手ハ重合接手ニ在リテハ接續部ニ於テ一米以上ヲ重ネ且二箇所以上ニ於テ緊縛シ突合接手ニ在リテハ適當ナル構造ヲ有スル二本組ノ建地又ハ適當ナル構造ヲ有スル「カワブリソング」ヲ使用シ「ボールト」等ニテ締附タル鐵管製建地ヲ除クノ外長一米八十釐以上ノ添木ヲ用ヒ且四箇所以上ニ於テ緊縛スルコト
- 五 建地、布、腕木等ノ交叉部及接續部ハ金具、鐵線等ノ金屬製材料ニテ堅固ニ緊縛スルコト但シ足場ノ使用期間三月ヲ超エザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 六 適當ナル筋違ヲ以テ補強スルコト
- 七 建設物ニ堅固ニ取附クルカ又ハ控柱ヲ設クルコト

- 八 高二米以上ノ作業床ハ幅四十二釐以上トシ足場板ノ間隔ヲ三釐以下トスルコト
- 九 高二米以上ノ作業床ニ付テハ高十五釐以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト但シ作業上已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十條 事業主ハ建築工事ニ使用スル吊足場ニ付テハ第十一條及第十二條(第一號ヲ除ク)ノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
  - 一 安全荷重ヲ超エテ負荷セザルコト
  - 二 前號ノ安全荷重ハ懸垂用鋼索ノ切斷荷重ノ十分ノ一以下トシ且突梁及足場桁ノ安全係數ガ五以上トナルヤウ之ヲ定ムルコト
  - 三 作業床ハ三米以内毎ニ金屬製ノ突梁、足場桁及懸垂用鋼索ヲ以テ堅固ニ之ヲ支持スルコト
  - 四 懸垂用鋼索ハ三十釐ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線ガ切斷セルモノヲ使用セザルコト
  - 五 懸垂裝置ニハ確實ナル齒止ヲ設クルコト
  - 六 作業床ハ幅九十釐以上トシ幅三十釐以上、厚五

- 欄以上ノ板ヲ間隔ナク敷キ詰メタルモノトシ且建設物トノ間隔ヲ成ルベク少クスルコト
- 七 高七十五釐以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト
- 八 動搖及轉位ヲ防止スル爲適當ナル處置ヲ爲スコト
- 九 乗降ノ爲已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外他ノ足場脚立、梯子等ノ支持臺ト爲サザルコト
- 前項ノ規定ハ第三號乃至第七號ヲ除クノ外輕易吊足場ニ付之ヲ準用ス
- 第十五條 事業主ハ堅坑ノ坑口、作業床ノ開口部其ノ他墜落ノ虞アル箇所ニハ蓋、欄圍其ノ他ノ墜落防止施設ヲ爲スベシ
- 第十六條 事業主ハ堅坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上等ニシテ墜落ノ虞アル場所ニ於テ労働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱ヲ使用セシムル等適當ナル墜落防止方法ヲ講ズベシ但シ作業上已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十七條 事業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外起重機其ノ他ノ揚重機及架空索道ニ労働者ヲ

- 搭乘セシムルコトヲ得ズ但シ注油、検査、修繕等作業上已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 昇降機(昇降路ナキモノヲ除ク)
- 二 昇降路ナキ昇降機ニシテ揚程六米未満ノモノ又ハ堅坑ノ廻籠ニ使用スルモノ
- 三 索道事業規則ニ於テ規定スル第一種索道ニ準ズルモノ
- 第十八條 事業主ハ労働者ノ搭乘スルコトアルベキ昇降機ニ付左ノ各號(前條第二號ノモノニ付テハ第三號、第八號及第九號ヲ除ク)ノ規定ヲ遵守スベシ
  - 一 安全荷重ヲ標記シ置クコト
  - 二 前號ノ安全荷重ハ揚揚用鋼索ノ切斷荷重ノ十分ノ一以下トシ且昇降機及昇降路ノ安全係數ガ五以上トナルヤウ之ヲ定ムルコト
  - 三 揚揚用鋼索及昇降機ヲ支持スル附屬金具ガ切斷又ハ破壊シタル場合等ニ於テ昇降機ヲ落下ヲ防止スベキ安全裝置ヲ設クルコト
  - 四 揚揚用鋼索、牽引用鋼索ハ三十釐ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線ガ切斷セルモノヲ使

土木建築工事場安全及衛生規則



用セザルコト

五 適當ナル制動裝置ヲ設クルコト

六 人降ヲ以テ合圖シ得ル場合ヲ除クノ外適當ナル信號裝置ヲ設クルコト

七 昇降機ニハ適當ナル天井、床及周壁ヲ設クルコト但シ上方ヨリ物體ノ落下スルノ虞ナキトキハ天井ハ之ヲ設ケザルコトヲ得

八 昇降路ハ其ノ動搖ヲ防止スル爲之ヲ建設物ニ固定セシムルカ又ハ適當ナル支梁若ハ支鋼索ヲ以テ堅固ニ之ヲ支持スルコト

九 昇降機ニ通ズル昇降路ノ出入口ニハ扉其ノ他ノ危害豫防施設ヲ爲スコト

第十九條 事業主ハ労働者ノ搭乘スルコトアルベキ斜面軌道捲揚裝置ニ付前條第一號、第二號前段及第四號乃至第六號ノ規定ヲ遵守スベシ

第二十條 事業主ハ捲揚裝置(斜面軌道捲揚裝置及昇降機、起重機其ノ他ノ揚重機ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニシテ材料ノ捲揚運搬ニ専用スルモノニ付テハ第十八條第一號及第四號乃至第六號並ニ左ノ各號ノ規定

ヲ遵守スベシ

一 安全荷重ハ捲揚用鋼索ノ切斷荷重ノ六分ノ一以下トシ且昇降路、架索、柱及腕ノ安全係數ガ五以上トナルヤウ之ヲ定ムルコト

二 労働者ノ搭乘ヲ禁止スル旨標示スルコト

三 捲揚能力二噸以上又ハ主柱ノ高六米以上ノ「ガイデリック」ノ主柱ニハ六本以上ノ支鋼索ヲ適當ナル間隔ヲ以テ設クルコト

四 三脚「デリック」又ハ二本脚「デリック」等ハ腕ノ使用極大半径ニテ最大荷重ヲ捲揚スルモ轉倒又ハ倒壞スルノ虞ナキ構造ト爲スコト

五 「コンクリート」昇降機ノ昇降路ハ高十五米以内毎ニ之ヲ建設物ニ固定セシムルカ又ハ四本以上ノ支鋼索ヲ設クル等堅固ニ之ヲ支持スルコト

六 支鋼索ニ付テハ左ノ規定ニ依ルコト

(イ) 適當ナル強度ヲ有スルモノヲ使用スルコト

(ロ) 水平面トノ角度ヲ六十度以内トスルコト但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テ支鋼索ノ數ヲ増加スル等適當ナル補強方法ヲ講ジタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

(イ) 「タインバツクル」、「ロープシンブル」及「ロップタリツブ」等ヲ以テ緊張スルコト

(ロ) 確實ナル控杭、鐵骨等ニ堅固ニ取附クルコト

第二十一條 事業主ハ捲揚裝置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ヲシテ安全荷重ヲ超エテ負荷セシムルコトヲ得ズ已ムヲ得ザル場合ニ於テ當該捲揚裝置ニ關シ十分ナル知識ヲ有スル係員ノ監視ノ下ニ其ノ支障ナシト認メタル限度ニ於テ安全荷重ヲ超過スルコトヲ妨ゲズ

捲揚裝置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外安全荷重ヲ超エテ負荷スルコトヲ得ズ

第二十二條 事業主ハ動力ニ依リ運轉スル工用機械(架空索道、捲揚裝置、杭打機、「コンクリート」混合機、空氣壓縮機等ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ運轉手ヲ指定シ其ノ氏名ヲ運轉箇所ニ揭示シ置クベシ

第二十三條 事業主ハ原動機、工用機械其ノ他ノ機械設備ノ危害ヲ生ズルノ虞アル部分ニハ適當ナル構

土木建築工事場安全及衛生規則

圖又ハ安全裝置ヲ設ケベシ但シ作業上已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 事業主ハ運搬ニ車輛ヲ使用スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

一 適當ナル制動裝置ヲ備フルコト但シ專ラ平坦ナル場所ヲ緩行スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
二 駐車セル車輛ガ逸走スルノ虞アル場合ニハ適當ナル逸走防止裝置ヲ設クルコト  
三 墜落ノ虞アル軌道及車道ノ末端ニハ適當ナル車輛墜落防止裝置ヲ設クルコト

四 軌道ハ車輛ノ脱線又ハ傾覆ノ虞ナキヤウ常ニ安全ニ維持スルコト

五 手押運搬車輛ノ軌道ニ付テハ左ノ條件ヲ具備セシムルコト

(イ) 勾配ハ十分ノ一ヨリ急ナラザルコト

(ロ) 十五分ノ一ヨリ急ナル勾配ノ箇所及其ノ下方二十米以内ニ於ケル曲線半径ハ軌道ノ十五倍以下ナラザルコト

六 軌道ヲ設ケタル坑道ニシテ労働者ノ通行スルモ



ノニハ適當ナル間隔ヲ置キ回避所ヲ設クルコト  
但シ軌道ノ傍側ニ相當ノ餘地ヲ存シ車輛ニ接觸ス  
ルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 火藥又ハ爆藥ヲ及扱フ者ハ左ノ各號ノ規  
定ヲ遵守スベシ

一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ニトログリセリン」  
爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ  
又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以  
テ融解セザルコト

二 火藥又ハ爆藥ヲ裝填スルニハ鐵製具ヲ使用セザ  
ルコト

三 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ完全ニ避難セシメ  
タル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト

四 點火後爆發セザルトキハ電氣點火法ニ依リタル  
場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ  
他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過  
シタル後ニ非ザレバ發破箇所ニ近寄り又ハ附近ノ  
者ヲ近寄ラシメザルコト

五 發藥ガ不發ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受  
ケ不意ニ爆發ノ虞ナカラシムル爲注水其ノ他適當  
ナル處置ヲ爲スコト

第二十六條 事業主ハ發破ノ際勞働者ガ危害ノ虞ナキ  
遠距離ニ避難シ得ル場合ヲ除クノ外前面及上部ヲ堅  
固ニ防護セル避難所ヲ設クベシ

第二十七條 事業主ハ電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔  
接又ハ切斷ノ作業ニ關シテハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守  
スベシ

一 電氣熔接機ト電極棒トヲ連結スル導線ハ確實ナ  
ル絶緣材料ヲ以テ被覆シ且水分ニ對シ十分防護ス  
ルコト

二 「アセチレン」瓦斯發生器ニハ適當ナル逆火防止  
裝置ヲ設クルコト

三 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ充填シタル容器ハ危害  
ヲ生ズルノ虞アル場所ニ之ヲ置カザルコト

第二十八條 事業主ハ可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スルノ  
虞アル坑内作業場ニ付左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ  
一 毎日可燃性瓦斯ノ含有率ヲ検査スルコト  
二 可燃性瓦斯ノ存スル坑内作業場ニ於テハ發破其

ノ他作業上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外火氣ヲ使  
用セシメザルコト  
三 可燃性瓦斯ノ含有率百分ノ二以上ノ場所ニ於テ  
ハ勞働者ヲ作業セシメザルコト  
勞働者ハ前項第二號ノ坑内作業場ニ於テハ發破其ノ  
他作業上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外火氣ヲ使用ス  
ルコトヲ得ズ

スベシ  
一 醫師ノ診斷ニ依リ作業ニ適セズト認メラレタル  
者ヲ從事セシメザルコト  
二 勞働者ヲ一日ニ付二回ヲ超エテ作業セシメザル  
コト  
三 勞働者ノ出入ノ爲ニスル氣圈内ノ加壓及減壓ハ  
徐々ニ之ヲ行フコト  
四 一回ノ作業時間(前號ノ加壓及減壓ノ時間ヲ除  
ク)及前號ノ減壓時間ハ左表ニ依ルコト

「ゲージ」壓力	一回ノ作業時間	減壓ノ時間
一・六庇平方糎以下	三時間四十分以内	十五分以上
二・二庇平方糎以下	三時間以内	二十分以上
二・六庇平方糎以下	二時間以内	三十分以上
三庇平方糎以下	一時間以内	四十五分以上
三庇平方糎ヲ超ユルトキ	四十五分以内	一時間以上

五 勞働者一人ニ付一時間四十立方米以上ノ割合ヲ  
以テ新鮮ナル空氣ヲ供給スルコト  
土木建築工事場安全及衛生規則  
三〇五



- 六 氣閘ノ扉ノ開閉ノ爲十分ナル經驗ヲ有スル氣閘保ヲ置クコト
- 七 再醫治療函ヲ設ケ其ノ取扱ニ付十分ナル知識ヲ有スル係員ヲ置クコト
- 八 高氣壓内ノ作業ニ因ル疾病ノ治療ニ當ラシムル爲適當ナル醫師ヲ雇託シ置クコト
- 九 「ゲージ」壓力三底平方種以上ナルトキハ十分ナル經驗ヲ有スル醫師ヲ置キ其ノ指揮監督ノ下ニ作業ヲ行ハシムルコト
- 第三十條 事業主ハ前各條ニ定ムルモノノ外左ノ各條ノ規定ヲ遵守スベシ
  - 一 作業場ハ適當ニ之ヲ照明スルコト
  - 二 送電線、瓦斯管等ガ危害ヲ生ズルノ虞アルトキハ適當ナル危害豫防方法ヲ講ズルコト
  - 三 隧道ノ掘鑿作業ニ在リテハ水、瓦斯等ノ噴出ニ因リ危害ヲ生ズルノ虞アル箇所ニ付先進鑽孔ノ穿鑿其ノ他適當ナル處置ヲ爲スコト
  - 四 著シク粉塵ヲ飛散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水其ノ他ノ粉塵防止施設ヲ爲スコト

- 但シ已ムヲ得ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 前條但書ノ場合ハ有害光線ニ曝露スル作業若ハ石片飛來ノ虞アル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ之ニ從事スル労働者ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フルコト
- 六 工所用材料又ハ現場發生物ハ之ヲ安全ニ堆積又ハ整理スルコト
- 七 換氣不良ナルカ又ハ有害瓦斯ノ存スル作業場ニハ衛生上必要ナル分量ノ新鮮ナル空氣ヲ送給スル等適當ナル處置ヲ爲スコト
- 八 建築工事ニ在リテハ火氣ヲ使用スル場所ヲ一定シ労働者ガ濫リニ當該場所以外ニ於テ火氣ヲ使用スルコトヲ禁止スルコト
- 九 水上作業ニ在リテハ浮袋其ノ他ノ救命具ヲ適當ナル箇所ニ備フルコト
- 第三十一條 事業主ハ工場ノ安全ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全委員ヲ選任シ左ノ各條ノ規定ヲ遵守セ

シメ危害豫防及衛生ニ關シ應急處置又ハ適當ナル豫防ノ處置ヲ爲サシムベシ

- 一 毎日掘鑿箇所、軌道其ノ他危害ヲ生ズルノ虞アル場所ヲ巡視シ土石ノ崩壞又ハ落下、車輛ノ脱線又ハ墮落其ノ他ノ危険ノ有無ヲ検査スルコト
  - 二 毎日工所用機械ノ磨滅、損傷又ハ轉位シ易キ部分ヲ検査スルコト
  - 三 毎月二回以上通路及足場ヲ検査スルコト
- 事業主ハ安全日誌ヲ作成シ前項ノ規定ニ依リ爲サシメタル事項其ノ他危害豫防及衛生ニ關シ爲シタル事項ヲ記載スベシ
- 第三十二條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外労働者ノ安全及衛生ノ爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
  - 第三十三條 事業主又ハ安全衛生管理人本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
  - 第三十四條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ

適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 第三十五條 事業主又ハ安全衛生管理人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
  - 第三十六條 本令中安全衛生管理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用セズ
  - 第三十七條 第二十一條第二項、第二十五條又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 附 則
- 本令ハ昭和十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第四條、第九條、第十條第一項、第十二條、第十三條、第十四條、第十八條乃至第二十一條、第二十三條及第二十四條ノ規定ハ本令施行後一年間(本令施行ノ際現ニ存スル工事場ニシテ本令施行後一年ヲ經過スルモ工



事終了セザルモノニ付テハ其ノ終了ニ至ル迄之ヲ適用セズ  
地方長官ハ當分ノ間必要アリト認ムル工事場ニ付期限ヲ附シテ第十二條第一號ノ適用ヲ免除スルコトヲ得

第十三條第五號ノ規定ハ當分ノ間之ヲ適用セズ  
昭和十三年十月二十日厚生省令第二十九號附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 土石採取場安全及衛生規則

(昭和九年五月三日)  
内務省令第十二號

第一條 本令ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第一號ノ事業ニ之ヲ適用ス但シ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第二條 事業主ハ事業場ニ於ケル危害豫防及衛生ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル安全衛生管理人ヲ選任スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ安全衛生管理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ運搬ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ツベシ  
地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ安全衛生管理人

ノ改任ヲ命ズルコトヲ得  
安全衛生管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス  
第三條 事業主ハ勞働者ノ爲安全ナル通路ヲ設クベシ  
第四條 堅坑内ノ架設通路ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス  
一 架設通路ノ外側ニハ高七十五釐以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト  
二 架設通路ノ長十五米以上ナルトキハ八十米以内毎ニ階梯ヲ設クルコト

第五條 坑内梯子道ハ堅牢ナル構造ト爲シ且左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシメ傾斜ハ八十度以内ト爲スコト
- 二 梯子道ノ長十五米以上ナルトキハ八十米以内毎ニ階梯ヲ設クルコト
- 三 梯子ノ上端ヲ床ヨリ六十釐以上突出セシムルコト

第六條 坑内ニ於ケル通路又ハ梯子道ガ捲揚裝置ニ接近シ危害ヲ生ズルノ虞アル場合ニ於テハ事業主ハ板仕切其ノ他ノ隔壁ヲ設クベシ

第七條 事業主ハ露天採掘場ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ  
一 崩壞ノ虞アル表土ハ先ヅ之ヲ除去シタル後採掘スルコト

- 二 浮石ヲ除去スルコト
- 三 浮石除去ノ作業ニ必要ナル傾斜ヲ保持スルコト
- 四 砂礫其ノ他崩壞シ易キモノヲ採掘スル場合ニ於テハ危害豫防ノ爲適當ナル段階ヲ附スルカ又ハ安

### 土石採取場安全及衛生規則

全ナル傾斜ヲ保持スルコト

五 落石ヲ防止スル爲採掘箇所ノ下部ニ棚網其ノ他適當ナル設備ヲ設クルコト但シ採掘箇所ト其ノ他ノ作業箇所又ハ通路トノ間ニ安全ナル間隔ヲ有シ落石ニ因ル危害ヲ生ズルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ  
事業主適當ナル危害豫防施設ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項第三號ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 事業主ハ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他ノ落磐防止施設ヲ爲スベシ  
採掘又ハ運搬中特ニ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ事業主ハ支柱材其ノ他坑内支持ニ必要ナル材料ヲ落磐防止作業場便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

第九條 事業主ハ運搬軌道ニ依リ車輛ヲ運轉スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ  
一 脱線又ハ傾覆ノ虞ナキヤウ常ニ軌道ヲ完全ニ維持スルコト

- 二 車輛ニハ適當ナル制動裝置ヲ備フルコト但シ專ラ水平軌道ヲ緩行スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラ



- 三 駐車セル車輛が逸走ノ虞アル場合ニハ適當ナル逸走防止装置ヲ設クルニト
- 四 墜落ノ虞アル軌道ノ末端ニハ適當ナル車輛墜落防止装置ヲ設クルコト
- 第十條 事業主ハ捲揚装置ニ付左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ

- 一 安全荷重ヲ標記シ置クコト
  - 二 前號ノ安全荷重ハ捲揚用又ハ牽引用鋼索ノ切断荷重ノ六分ノ一以下トスルコト但シ人ノ乗用ニ供スベキ場合ニ在リテ八十分ノ一以下トスルコト
  - 三 鋼索ハ三十個ノ長ノ間ニ於テ全鋼線數ノ一割以上ノ鋼線ガ切断セルモノヲ使用セザルコト
  - 四 適當ナル制動装置ヲ設クルコト
  - 五 架臺其ノ他ノ構造物ハ倒壞ノ虞ナキヤウ安全ニ之ヲ支持スルコト
  - 六 捲揚装置ノ運轉手ヲ指定シ其ノ氏名ヲ運轉箇所ニ揭示シ置クコト
- 事業主ハ捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ヲシ

テ安全荷重ヲ超エテ負荷セシムルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テ當該捲揚装置ニ關シ十分ナル知識ヲ有スル係員ノ監視ノ下ニ其ノ支障ナシト認めタル限度ニ於テ安全荷重ヲ超過スルコトヲ妨ゲズ捲揚装置ニ依ル運搬作業ニ従事スル者ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外安全荷重ヲ超エテ負荷スルコトヲ得ズ

- 第十一條 捲揚装置ヲ設ケタル堅坑又ハ坑道ニハ人聲ヲ以テ合圖シ得ル場合ヲ除クノ外適當ナル信號裝置ヲ設クベシ
- 第十二條 火藥又ハ爆藥ヲ取扱フ者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
  - 一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ニトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ融解セザルコト
  - 二 火藥又ハ爆藥ヲ裝填スルニハ鐵製具ヲ使用セザルコト
  - 三 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シ、完全ニ避難セシラズ

- メタル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト
- 四 點火後爆發セザルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クトモ十五分ヲ經過シタル後ニ非ザレバ發破箇所ニ近寄り又ハ附近ノ者ヲ近寄ラシメザルコト
- 五 裝藥ガ不發ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ不意ニ爆發ノ虞ナカラシムル爲注水其ノ他適當ナル處置ヲ爲スコト
- 第十三條 事業主ハ發破ノ際勞働者ガ危害ノ虞ナキ遠距離ニ避難シ得ル場合ヲ除クノ外前面及上部ヲ堅固ニ防護セル避難所ヲ設クベシ
- 第十四條 堅坑ノ坑口其ノ他墜落ノ虞アル箇所ニハ蓋、構圍其ノ他ノ墜落防止施設ヲ爲スベシ
- 第十五條 事業主ハ堅坑内、四十度以上ノ斜面又ハ架空索道ノ支柱上其ノ他墜落ノ虞アル場所ニ於テ勞働者ヲ作業セシムル場合ニ於テハ腰綱其ノ他ノ墜落防止方法ヲ講ズベシ
- 第十六條 事業主ハ原動機、捲揚裝置其ノ他ノ機械設

- 備ノ危害ヲ生ズルノ虞アル部分ニハ適當ナル構圍又ハ安全裝置ヲ設クベシ作業上已ムヲ得ザル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十七條 事業主ハ著シク粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ注水其ノ他ノ粉塵防止施設ヲ爲スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- 事業主ハ前項但書ノ場合又ハ石片飛來ノ虞アル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ之ニ従事スル勞働者ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フベシ
- 勞働者ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス
- 第十八條 事業主ハ事業場ノ安全ニ關スル事項ヲ掌ラシムル爲安全係員又ハ安全委員ヲ選任シ毎日事業場ニ於ケル採掘箇所、通路、軌道其ノ他危害ヲ生ズルノ虞アル場所ヲ巡視シ浮石其ノ他危險ノ有無ヲ檢査セシメ應急處置又ハ適當ナル危害預防ノ處置ヲ爲サシムベシ
- 第十九條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外勞働者ノ安全及衛生ノ爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得



第二十二條 事業主本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル

トキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又

ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ他法定

代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之

ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

ル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居

者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ

本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指

揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

ズ

第二十五條 本令中安全衛生管理人ニ關スル規定及事

業主ニ適用スベキ罰則ハ國、道府縣、市町村其ノ他

之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用セズ

第二十六條 第十條第三項及第十二條ノ規定ニ違反シ

タル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ労働者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ其

ノ監督者モ亦百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監

督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號及第三號ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ存ス

ル事業場ニ付地方長官必要アリト認メタルトキハ本令

施行後一年以内其ノ適用ヲ廢止スルコトヲ得

### 労働者災害扶助法施行令第三條第二項第六號ノ疾病告示

(昭和十年十一月二十八日  
内務省告示第五九九號)

労働者災害扶助法施行令第三條第二項第六號ノ疾病ハ

左ノ通トス

一 炭疽病

二 健肺

三 「ワイル」氏病

四 恙蟲病

五 二度以上ノ凍傷

六 日射病及熱射病

### 供給労働者扶助令

(昭和七年二月八日  
勅令第二二號)

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ職工及傭夫並

ニ労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ労働者ニシ

テ労働供給契約ニ基キ政府ノ使用スル者業務上負傷シ

疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ政府ハ労働者

災害扶助法施行令第四條乃至第十二條及第十五條乃至

第十七條ノ規定ニ準ジ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受クベキ

者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキ

ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方長官ニ屬スル職務ハ所轄官廳之

ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助法施行令第三條第二項第六號ノ疾病告示・供給労働者扶助令



# 労働者災害扶助責任保険法

(昭和六年四月二日)  
法律第五十五號

- 第一條 政府ハ本法ニ依リ労働者災害扶助責任保険ヲ管掌ス
- 第二條 労働者災害扶助責任保険ニ於テハ労働者災害扶助法、工場法又ハ職業法ニ基テ扶助責任ヲ保険スルモノトス
- 扶助責任ノ保険ヲ付スベキ事業ノ種類、保険スベキ扶助責任ノ範圍及保険料率、保険料納付期日其ノ他保険料ニ關スル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號ハノ工事業ノ事業主及勅令ノ定ムル事業主ハ政府ト保険契約ヲ締結スベシ但シ同法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人ニ於テ保険契約ヲ締結スベシ
- 第四條 保険契約者ヲ以テ保険金受取人トス但シ前條但書ノ規定ニ依リ元請負人が保険契約ヲ締結シタル場合ニ於テハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ヲ以テ保険金受取人トス
- 政府ハ前項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ受ケベキ者ニ保険金ヲ支拂フコトヲ得
- 第五條 保険契約者ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保険料算定ノ基礎タル重要ナル事象ナル過失ニ依リ保険料算定ノ基礎タル重要ナル事象ヲ告知セズ又ハ其ノ事實ニ付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保険金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得
- 第六條 保険契約者保険料ノ拂込ニ付遲滞シタルトキハ其ノ遲滞期間ニ於テ生ジタル事故ニ對スル保険金ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得
- 第七條 保険契約者又ハ保険金受取人が故意若ハ重大ナル過失ニ依リ又ハ労働者災害扶助法、工場法若ハ

- 職業法ニ基テ危害豫防者ハ衛生ニ關スル命令ニ違反シタルニ依リ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得
  - 第八條 保険金支拂ノ義務及保険料返還ノ義務ハ二年、保険料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ依リテ消滅ス
  - 第九條 保険契約者又ハ保険金受取人が労働者災害扶助責任保険ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルニハ労働者災害扶助責任保険審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス
  - 前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス
  - 第十條 労働者災害扶助責任保険審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
  - 第十一條 本法ニ依ル保険ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ
  - 第十二條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保険ヲ付シ
- 又ハ付スベキ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得
  - 第十三條 第三條ノ事業主保険契約ヲ締結セザルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス
  - 前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス
  - 第十四條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 附 則
- 本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
  - 労働者災害扶助法第一條第一項第二號ハノ工事ニシテ本法施行前ニ著手(請負ニ依ルモノニ付テハ請負契約ノ締結)セラレタルモノニ付テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ



# 労働者災害扶助責任保険法施行令

(昭和六年十一月二十八日 勅令第二七七七號)

(昭和十年三月二十三日 勅令第二七號改正)

(昭和十三年一月十日 勅令第二〇號改正)

(昭和十四年二月二日 勅令第二五號改正)

(昭和十五年九月十八日 勅令第六一四號改正)

第一條 労働者災害扶助責任保険ニ付スル事業ハ労働者災害扶助法第一條第二項第二號(ウ)ノ注文ニ依ル工

事(以下(ウ)ノ工事ト稱ス)及同號(ハ)ノ工事トス

(ウ)ノ工事ニ於テハ工事ノ注文ヲ受ケタル者ヲ以テ労働者災害扶助責任保険法第三條ノ事業主トス

前項ノ場合ニ於テ(ウ)ノ工事ノ全部又ハ一部ガ數次ノ注文ニ依リ爲サルルトキハ注文ヲ受ケタル最上級者ヲ以テ事業主トス

労働者災害扶助責任保険法第三條ノ規定ニ依リ政府ト保険契約ヲ締結スベキ者ハ工事ノ開始前十四日迄ニ保険契約ノ申込ヲ爲スベシ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保険契約ノ申込ヲ爲スコ

トヲ妨ゲズ

第二條 保険スベキ扶助責任ノ範圍左ノ如シ

一 療養費中五圓ヲ超ユル部分

二 休業扶助料中四日以後ノ休業ニ付支給スル部分

三 障害扶助料

四 遺族扶助料

五 打切扶助料

第三條 前條第一號ノ療養費ノ範圍ハ左ニ掲グル療養ノ費用トス

一 診察(扶助請求ニ必要ナル診断書意見書等ノ作成ヲ含ム)

二 薬劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置及手術(齒科補綴ヲ含ム)

四 物理的治療

五 病院收容

六 看護

七 移送

前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス

第一項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就テ受ケルモノニ限ル

第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

第四條 第二條第五號ノ打切扶助料ハ政府ノ承認ヲ受ケケ又ハ其ノ指示ニ依リ支給スルモノニ限ル

第五條 保險金受入前項ノ指示ニ從ハザルトキハ政府ハ當該負擔又ハ疾病ニ付以後ノ療養費及休業扶助料ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第六條 保險期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄トス但シ工事開始後保險料(第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ

第一回保險料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄トス

第六條 保險料ハ左ノ金額トス

一 請負金額ノ定アル工事(工作物ノ破壊工事ヲ除ク)ニ付テハ請負金額ニ保險料率ヲ乗ジタル額

二 前號以外ノ工事ニ付テハ労働者ノ賃金額額ニ保險料率ヲ乗ジタル額

注文者ガ工事用物ヲ支給スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依リ算定シタル金額ヲ其ノ工事ノ請負金額ニ加算シタルモノヲ以テ前項第一號ノ保險料算定ノ基礎タル請負金額トス

一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格

二 注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ購買シタル通常ノ價格

三 前二號ノ規定ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格

政府ハ第一項第一號ノ規定ニ依ルヲ著シク不適當ナリト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保險料ヲ

# 労働者災害扶助責任保険法施行令



定ムルコトヲ得  
 政府ハ工事開始後保険料(第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保険料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付  
 工事開始後ノ拂込ガ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ルモ  
 ノト認メタルトキハ工事開始ノ日ヨリ保険料拂込ノ  
 日迄ニ於ケル工事進捗ノ状況ハ使用労働者延人員數  
 ニ應ジテ保険料ヲ減額スルコトヲ得  
 第七條 保険契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ得  
 ザル場合ヲ除クノ外工事開始前ニ保険料ヲ政府ニ拂  
 込ムベシ但シ工事期間二年ヲ超ユルモノニ付テハ最  
 初ノ一年分ノ保険料ヲ工事開始前ニ拂込ミ爾後各年  
 (二年ニ滿タザルトキハ其ノ期間)分ノ保険料ヲ其  
 ノ期間開始前ニ拂込ムコトヲ得  
 前項ノ保険料ハ前條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノ  
 ニ付テハ保険契約申込ノ時ニ於テ定メラレタル請負  
 金額(注文者ガ工費用物ヲ支給スル場合ニ於テハ前  
 條第二項ニ規定スル價額ノ見積額ヲ加算ス)ニ、同  
 項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ貸金總額ノ見積  
 額ニ保険料率ヲ乗ジタル金額トス

第一項但書ノ一年分ノ保険料ハ保険料總額ヲ豫定工  
 事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五(閏  
 年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六)ヲ乗ジタ  
 ル金額トス但シ政府ハ工事施工計畫ノ状況ニ應ジテ  
 ル方法ニ依リ一年分ノ保険料ヲ定ムルコトヲ得  
 政府ハ第二項ノ請負金額又ハ貸金總額ノ見込額ニ變  
 更ヲ生ジタルトキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保險  
 料ノ追加拂込ヲ命ズルコトヲ得  
 第八條 第六條第一項第二號及前條第二項第四項ノ貸  
 金總額ハ労働者災害扶助法施行令第十五條及第十六  
 條ノ規定ニ依リ定ムル標準貸金額ニ使用労働者延人  
 員(工場法又ハ職業法ノ適用ヲ受クル職工及傭夫ヲ  
 除ク)ノ數ヲ乗ジタル金額トス  
 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ十六歳未滿ノ者ハ十六歳  
 以上ノ者ト看做ス  
 第九條 保険料率ハ厚生大臣之ヲ定ム  
 第十條 第七條ノ規定ニ依リテ拂込ミタル保険料ガ工  
 事終了後第六條ノ規定ニ依リテ算定シタル保険料ニ  
 比シ過不足アルトキハ政府ハ保険料ノ追加拂込ヲ命

又ハ之ヲ返還ス

第十一條 削除

第十二條 保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他  
 ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難ナリト認ムル場  
 合ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受タベキ者ニ保險金ヲ支拂  
 フコトヲ得

第十三條 労働者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ  
 於テハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ保險契約者  
 告知セザリシ事實ヲ告知シ又ハ不實ノ告知ヲ訂正シ  
 タル場合ニ於テ其ノ後ニ生ジタル事故ニ付テハ此ノ  
 限ニ在ラズ

第十四條 保險契約者第七條第一項但書ノ規定ニ依ル  
 第二回以後ノ保険料ノ拂込又ハ同條第四項ノ規定ニ  
 依ル保険料ノ追加拂込ヲ遲滞シタルトキハ政府ハ遲  
 滞期間中ニ生ジタル事故ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲  
 サズ但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ル場合ハ此ノ限  
 ニ在ラズ

第十五條 保險契約者又ハ保險金受取人故意又ハ重大  
 ナル過失ニ因リテ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシ

労働者災害扶助責任保險法施行令

又タルトキハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第十六條 政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス資力ナシト認ム

ル場合ニ於テハ前條三條ノ規定ニ拘ラズ保險金ヲ支拂  
 フコトヲ得

第十七條 労働者災害扶助責任保險ハ保險院長官ニ於  
 テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一  
 項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地  
 (扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受タル者ガ工事ノ主タル  
 事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタル  
 トキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ  
 在リテハ警視總監)之ヲ爲ス

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年三月二十三日勅令第二十七號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年四月二十日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲シタル工

事ノ保險料ニ付テハ前條前ノ規定ニ依ル

昭和十三年一月十一日勅令第二十號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



昭和十四年二月二日勅令第二十五號附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月十八日勅令第六百十四號附則  
本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ何ノ工事ニシテ本令施行前注文ニ付セ  
ラレタルモノニハ之ヲ適用セズ  
本令施行前生ジタル事故ニ對シ保險スベキ扶助責任ノ  
範圍ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

### 労働者災害扶助責任保險法施行規則

(昭和六年十一月二十八日)  
(内務省令第三三號)

(昭和十年三月二十六日)  
(内務省令第一六號改正)

(昭和十五年九月十八日)  
(厚生省令第三五號改正)

- 第一條 保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保險契約  
申込書ニ左記事項ヲ具シ記名捺印ノ上保險院長官ニ  
提出スベシ但シ保險契約ノ申込當時第二號ノ工事ノ  
主タル事務所ノ設ケナキトキハ之ヲ設ケタル後運轉  
ナク届出ヅベシ
- 一 工事ノ場所、名稱及種類
- 二 工事ノ主タル事務所ノ所在地
- 三 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日

- 四 保險契約申込者ノ住所氏名
- 五 請負ニ依ル工事ニ在リテハ注文者ノ住所氏名
- 六 使用労働者(工場法又ハ職業法ノ適用ヲ受クル  
職工及傭夫ヲ除ク以下之ニ同ジ)男女別豫定延入  
員ノ概數
- 七 工事ノ豫定費用概算額(請負ニ依ル工事ニシテ  
請負金額ノ定マレルモノニ在リテハ請負金額)
- 八 注文者ヨリ工費用物ノ支給ヲ受クル場合ニハ其

### ノ種類別ノ數量及價格ノ見積額

- 九 労働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項  
第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込  
額
- 十 保險料率
- 十一 労働者災害扶助責任保險法施行令第七條ノ規  
定ニ依リ拂込ムベキ保險料(以下概算保險料ト稱  
ス)ノ總額及工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料  
額
- 十二 工事設計ノ概要

前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ運轉ナク變更  
事項ヲ保險院長官ニ届出ヅベシ但シ労働者災害扶助  
責任保險法施行令第六條第三項又ハ同令第七條第四  
項ノ規定ニ依リ政府ガ前項第十號及第十一號ノ事項  
ヲ變更シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ保險院長官ニ保險契約申込書ヲ  
提出シタルトキハ其ノ寫本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官  
(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出  
ヅベシ

### 労働者災害扶助責任保險法施行規則

### 第二條 保險院長保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ

- 保險證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス
- 保險證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ保險院長官記名捺印ス
- 一 保險證書作成ノ年月日及記號番號
- 二 保險契約者ノ住所氏名
- 三 工事ノ場所、名稱及種類
- 四 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
- 五 労働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項  
第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ請負金額、同項  
第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込  
額
- 六 保險料率
- 七 概算保險料額
- 八 拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日、概算  
保險料未拂込ノ部分アルトキハ其ノ額及拂込時期
- 九 労働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ規定  
ニ依リ下請負人ガ保險金受取人タル場合ニ於テハ保  
險契約者ハ其ノ下請負人ガ扶助ヲ引受ケタルコトヲ  
證明スル書面ヲ添ヘ左記事項ヲ保險院長官ニ届出ヅベ  
シ



- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號(保險證書ノ受領前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱)
  - 二 保險契約者ノ住所氏名
  - 三 保險金受取人ノ住所氏名及其ノ工事ニ於ケル主タル事務所ノ所在地
  - 四 扶助ヲ引受ケシメタル工事ノ種類、範圍及其ノ使用勞働者男女別豫定延人員ノ概數
- 前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ保險院長官ニ届出ツベシ
- 第四條 保險院長官ハ前條第一項ノ届出アリタルトキハ保險金受取人證書ヲ作成シ保險金受取人ニ交付ス保險金受取人證書ニハ前條第一項各號ノ事項並ニ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號ヲ記載シ保險院長官記名捺印ス
- 第五條 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ遲滞ナク保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ添へ其ノ訂正ノ申請ヲ爲スベシ

- 勞働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ保險金受取人タル下請負人ガ保險金受取人タラザルニ至リタルトキハ保險契約者ハ其ノ旨保險院長官ニ届出ツベシ
- 第六條 保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得
- 第七條 保險契約者ハ八日ノ使用勞働者男女別人員數ヲ記録シ毎月十日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届出ツベシ但シ請負金額ニ依リ保險料ヲ定メタル場合ニ於テハ八日ノ使用勞働者男女別人員ヲ記録スルヲ以テ足ル
- 第八條 保險契約者ハ工事終了後遲滞ナク左記事項ヲ保險院長官ニ届出ツベシ
  - 一 保險證書作成ノ年月日及記號番號
  - 二 保險契約者ノ住所氏名
  - 三 工事ノ場所、名稱及種類
  - 四 工事ノ開始及終了年月日
  - 五 使用勞働者男女別延人員
  - 六 請負金額ノ定アル工事ニ付テハ請負金額

- 七 注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工事物ノ有無
- 前項ノ届出ニ際シテハ第二十三條第三項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル注文者ノ申告書ヲ併セテ提出スベシ
- 第九條 保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ承認ヲ受ケントスルハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ
- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號(保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱
  - 二 勞働者災害扶助法施行規則第五條ノ勞働者死傷報告届出ノ年月日
  - 三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日
  - 四 療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名職業及學位又ハ稱號
  - 五 傷病ノ部位及經過
  - 六 療養ノ内容
  - 七 療養ニ要スル費用ノ見込額

- 八 政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ療養ヲ受クルコト能ハザル事由
- 第十條 保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第四項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前條第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ
- 前項ノ申請ニハ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベシ
- 第十一條 前二條ノ規定ハ勞働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保險金ノ支拂ヲ受クル者ガ勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保險證書、保險金受取人證書又ハ勞働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日並ニ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ
- 第十二條 勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ノ申請ハ療養ヲ擔當スル

勞働者災害扶助責任保險法施行規則



者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條、第十條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第十二條ノ二 保險金受取人療養擔當者ヲ變更セントスルトキハ左記事項ヲ具シ豫メ地方長官ニ届出ヅベシ但シ新ニ療養ヲ擔當セントスル者現ニ療養ヲ擔當スル者ト同一道府縣内ニ居住スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 保險證書ノ作成年月日及記號番號(保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

二 労働者災害扶助法施行規則第五條ノ労働者死傷報告届出ノ年月日

三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日

四 現ニ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名

五 新ニ療養ヲ擔當セントスル者ノ住所氏名

第十三條 保險金受取人労働者災害扶助責任保險法施行令第四條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左

記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

一 第九條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

二 扶助ニ關スル從來ノ経過及扶助ヲ打切ラントスル事由

前項ノ申請ニハ扶助ヲ受クル者ノ現在ノ症狀及將來ノ療養見込日數ニ關スル醫師ノ意見書ヲ添付スベシ

第十四條 保險金受取人保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ労働者毎ニ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 第九條第一號、第二號及第五號ニ掲グル事項

二 傷病者又ハ死亡者ノ住所氏名及生年月日

三 労働者治癒シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ其ノ年月日、未治癒ノトキハ其ノ旨

四 扶助種類別保險金額、療養ノ扶助ニ付テハ費用ノ詳細、休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシ日數及年月日、障害扶助料ニ付テハ障害ノ概要及該當等級、遺族扶助料ニ付テハ之ヲ受クル者ノ住所氏名、生年月日及本人トノ続柄

前項ノ請求書ニハ左記書類ヲ添付スベシ

一 療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

二 休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受クベキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

三 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書

四 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類

五 障害扶助料ニ付テハ當該等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

六 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬認許證寫其ノ他

死亡ヲ證スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受クベキ者ト本人トノ續柄ヲ證スル書類

第十五條 削除

第十六條 扶助ヲ受クベキ者労働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 第十四條第一項各號ノ事項

二 事業主ヨリ扶助ヲ受クルコト困難ナル事由

三 既ニ受ケタル扶助ノ内容(療養ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名及療養費、休業扶助料ニ付テハ休業年月日及期間並ニ金額、障害扶助料ニ付テハ其ノ該當等級及金額)

前項ノ請求書ニ付テハ第十一條但書及第十四條第二項(第一號ヲ除ク)ノ規定ヲ準用ス

保險院長官第一項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クベキ者ニ直接保險金ヲ支拂ヒタルトキハ保險金受取人ニ其ノ旨通知ス

第十七條 第九條乃至前條ノ適用ニ付労働者災害扶助



法施行規則第五條ノ規定ニ依ル労働者死傷報告ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合ニ於テハ労働者死傷報告届出ノ年月日ニ代ヘ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ

第十八條 保險契約者及保險金受取人ハ工事ノ主タル事務所(工事終了後ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所)ニ保險ニ關スル書類ヲ備置クベシ保險ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十九條 本則ニ依リ保險院長官ニ提出スベキ書類ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(保險金ノ請求ニ付テハ扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ第一條第一項ノ保險契約申請書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 労働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ注文者請負者ニ工事用物ヲ支給シタルトキハ工事終了後遅滞ナク其ノ支給シタル物ノ種類別數量及左ノ各

- 一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格
  - 二 注文者ガ其ノ棄トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價格
  - 三 前二號ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格
- 地方長官ハ前項ノ注文者ニ對シ請負金額其ノ他必要ト認ムル事項ノ申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第一項ノ申告書ハ保險契約者ニ委託シテ之ヲ提出スベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條第一項但書、同條第二項、同條第三項、第七條、第八條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 前條ノ申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者
- 三 本則ニ依リ保險院長官又ハ地方長官ニ提出スル書類ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタル者

第二十二條 労働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ注文者保險契約者保險金受取人又ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 労働者災害扶助責任保險ニ付スル工事ノ注文者保險契約者ハ保險金受取人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十四條 本則ノ罰則ハ道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ニ之ヲ適用セズ

本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十年三月二十六日內務省第十六號附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十年四月二十日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲シタル工事ニ關スル注文者ノ支給物ニ關スル届出ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十五年九月十八日厚生省令第三十五號附則  
本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 労働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示

(昭和十五年九月十八日) 厚生省告示第二八八號

労働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示



労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保険料率ハ別表ノ通トス  
 一 工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ貸金額ガ区分セ

ラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ  
 昭和六年十一月内務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

別表

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保険料	貸金一圓當リノ保険料
労働者災害扶助法第一條第二項第二號(ロ)ノ工事	四三	六三
隧道工事	一一四	四五
地下鐵道(但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般建設工事(交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク)	一六六	三三〇
水力發電用建設土木工事	二一四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路舗装工事	四六	三二
道路舗装工事	一八	二〇

工作物ノ破壊工事	—	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帯設備工事	六	一一
機械器具ノ組立又ハ拆付工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其他ノ工事	三五	二九

労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保険料率告示



(參考) 勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分願表

(昭和十五年十一月一日施行)  
(昭和十四年十月一日改正)

保險料率ノ名稱及料率	適用工事ノ種類
勞働者災害扶助法第一條第一項 第二號(ロ)ノ工事 (請負金一萬圓當リ 六三三圓) (賃金一圓當リ 六三三圓)	(一) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ノ保存、修理、變更、破壊若ハ小規模工事(例ハバ (二) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業ニ於ケル保險工事、支柱ノ建築又ハベンキ置替工事、架條、電線若ハ鐵路ノ修理、變更若ハ架換工事(三) 水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ニ於ケル水道管又ハ瓦斯管ノ埋設工事、電柱建築工事、電線ノ修理若ハ架換工事、電燈ノ取付又ハ瓦斯ノ引込工事、水道、電氣若ハ瓦斯ノ供給ノ爲ノ小規模工事(三)之等ノ事業ニ於ケル使用中ノ工作物(作業ノ運行ニ直接關係ナキモノヲ除ク)ノ破壊工事但シ機械、器具、軌條、鐵桁及埋設スル鐵管、ヒューム管、エタニットパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板及地中電線ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ)

隧道工事 (請負金一萬圓當リ 一四四圓) (賃金一圓當リ 一四四圓)	(一) 隧道開鑿ニ關スル一切ノ工事(例ハバ隧道、導坑ノ掘鑿及卷立、裏填工事、排水溝ニ關スル工事) (二) 隧道、導坑ノ改良、修繕、復舊ニ關スル工事(例ハバ道床位ノ切下、内部改良、側壁修繕等ニ關スル工事但シ既設隧道又ハ導坑内ノ電線ノ架設、電燈ノ取付、軌條ノ敷設、路面鋪裝、砂利撤布等ノ工事ヲ除ク) (三) 隧道式ニ依ル地下道、水路、煙道工事
地下鐵道建設工事 (但シ開鑿式ニシテ上表部ヲ一般交通ノ用ニ供セザルモノヲ除ク) (請負金一萬圓當リ 一六六圓) (賃金一圓當リ 三二〇圓)	(一) 地下鐵道建設ニ關スル一切ノ工事(例ハバ路面覆土、卷立、階段通路、乘降場、鐵橋樞造裝等、ニ關スル工事但シ出入口上家建築工事ヲ除ク)
水力發電用建設土木工事 (請負金一萬圓當リ 二一四圓) (賃金一圓當リ 一〇五圓)	(一) 水力發電所建設ニ關スル一切ノ土木工事(例ハバ隧道、堰堤土砂吐、魚道、舟筏路、洗木路、取入口、沈砂池、吐水及餘水路、放水路、橫坑、蓋渠、水壓鐵管路、橋梁、道路、水槽、土捨場、敷地ノ造成等ニ關スル工事、但シ家屋建築工事、機械、鐵管等ノ組立又ハ掘付工事、送電線路、鐵塔等ノ建設工事、鐵道建設工事ヲ除ク) (二) 鐵道、軌道ノ新設、改修、復舊等ニ關スル工事

勞働者災害扶助責任保險料率適用工事分類表



鐵道軌道工事 (請負金一萬圓當り 三六六圓) (賃金一圓當り 三八八圓)	(一) 地下鐵道建設工事(但シ開鑿式ニシテ上表面ヲ一般交通ノ用ニ供スルモノヲ除ク) (二) 既設地下鐵道ノ修繕、復舊ニ關スル工事 (三) 踏切其ノ他除害、線路維持等ノ設備ニ關スル工事 (四) 隧道内及隧道外ノ軌條ノ敷設工事(但シ軌條ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額ニ算入セズ) (五) 地下鐵道ノ軌條敷設工事
河川工事 (請負金一萬圓當り 二三四圓) (賃金一圓當り 一六六圓)	(一) 河川(運河ヲ含ム)又ハ其ノ附屬物ノ改修、維持、修繕等ニ關スル工事(例ヘバ堰堤、護岸、堤防等ニ關スル工事) (二) 閘門、水門、樋門、陸揚等ノ新設、改修、維持等ニ關スル工事 (三) 灌溉用水路其ノ他各種水路中河川ニ準ズルモノニ關スル工事(隧道ニ依リ通水セシムルモノハ隧道工事トス) (四) 砂防ニ關スル工事
土地整理工事 (請負金一萬圓當り 五六四圓) (賃金一圓當り 三四四圓)	(一) 土地整理、耕地整理、區劃整理、敷地造成、埋立等ニ關スル工事 (二) 工事並ニ之ニ附帯シテ行ハル排水、配管、植樹等ニ關スル工事(但シ表面埋立工事ヲ除ク) (三) 廣場造成工事(例ヘバ飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等)

道路工事 (請負金一萬圓當り 四六四圓) (賃金一圓當り 三二二圓)	(一) ノ造成ニ關スル工事、但シ展張、芝張工事ヲ除ク) (二) 開鑿工事 (三) 道路ノ新設、改築、復舊、修繕等ニ關スル工事 (四) 道路ノ附屬物(橋梁ヲ除ク)ニ關スル工事(例ヘバ溝渠、橋、標識等ニ關スル工事) (五) 道路ノ除害設備ニ關スル工事 (六) 地下道建設工事(但シ隧道ノ様式ニ依ルモノハ隧道工事トス) (七) 橋梁ノ取付道路工事
道路舗装工事 (請負金一萬圓當り 二八八圓) (賃金一圓當り 二〇八圓)	(一) 道路、運動場、飛行場及同滑走路、荷揚場、プラツトホーム、構、工場ノ構内、岸壁、橋梁面等ノ舗装工事 (二) 道路舗装工事ニ附帯スル附帯工事(例ヘバ背填、境界石ノ敷設、路上工作物及地下埋設物ノ整理等ノ工事) (三) 隧道内ニ於ケル道路ノ舗装工事 (四) 砂利撒布工事 (五) 飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等ノ展張芝張工事
工作物ノ破壊工事 (請負金一萬圓當り 四五五圓) (賃金一圓當り 四四八圓)	(一) 工作物ノ破壊ニ關スル工事(例ヘバ人力、機械力、爆薬等ニ依リ工作物ノ破壊ヲ爲ス工事但シ単ニ工作物ノ解體、取外シ、撤去等ノ工事ヲ除ク)



<p>建築工事 (請負金一萬圓當り) 二八圓 (請負金一萬圓當り) 二〇圓</p>	<p>(一) 一般家屋建築工事(例へば木造、煉瓦造、石造、無筋コンクリート造等)ノ家屋ノ建築工事 (二) 雑工事 (1) 鐵塔、槽ノ建設、修繕、塗装等ノ工事 (2) 送電線路、通信線路ノ建設工事 (3) 鳥居、燈籠、記念塔(碑)、銅像、廣告塔、石像、スタンド、タンク等ノ建設工事 (4) 煙突、煙道(地上ニ建設スルモノニ限ル)、風洞等ノ工事 (5) 階梯、橋脚、建設工事(但シホームヨリホームニ架渡シタルモノニ限ル) (6) 家屋附屬物ノ建設ニ關スル工事(例へば門、扉、塙、庭園等ニ關スル工事) (7) 積雪止蓄積工事 (8) 鐵ノ建設、修繕、改修等ニ關スル工事 (9) 鐵管ノ敷設(埋設ヲ除ク)、組立、据付ニ關スル工事 (10) 建築物ノ修繕、取外シ、撤去ノ工事(但シ破壊ノ觀念ニ入ルベキ程度ノモノヲ除ク)</p>
---	--

<p>鐵骨鐵筋又ハ鐵筋土造家屋建築工事 (請負金一萬圓當り) 二七圓 (請負金一萬圓當り) 二八圓</p>	<p>(一) 鐵筋コンクリート造家屋建築工事 (二) 鐵骨スレート張家屋建築工事 (三) 鐵骨鐵筋又ハ鐵骨板張家屋建築工事 (四) 家屋式ニ依ル鐵骨造類雪覆建築工事 (一) 鐵骨鐵筋モルタル家屋建築工事 (二) 鐵骨スレート張家屋建築工事 (三) 鐵骨鐵筋又ハ鐵骨板張家屋建築工事 (四) 家屋式ニ依ル鐵骨造類雪覆建築工事 (一) 電氣、電燈、電話等ノ設備工事(但シ電話局ニ於ケル自動電話交換機、配電装置等規模特ニ大ナルモノヲ除ク) (二) 給水、給湯、飲料水冷却等ノ設備ニ關スル工事 (三) 衛生、消火ノ設備ニ關スル工事(但シ防火壁ヲ除ク) (四) 防空施設中採光面遮蔽等ノ設備ニ關スル工事 (五) 暖冷房、換氣、乾燥、濕湿度調整等ノ設備ニ關スル工事 (六) 氣送、傳聲、送風、排氣等ノ設備ニ關スル工事 (七) 除塵、冷却等ノ設備ニ關スル工事 (八) 劇場、公會堂等ノ内部設備工事</p>
---	---



<p>(請負金 一萬圓當り 一六圓)</p>	<p>(ウ) 隧道又ハ地下鐵道内ニ於ケル電線ノ架設又ハ電燈ノ取付工事 (但シ既設又ハ内面巻立後ノ隧道又ハ地下鐵道内ニ於ケル工事ニ限ル) (ロ) 家構(屋造ノ如何ヲ問ハズ)ノ修繕工事</p>
<p>(請負金 一萬圓當り 一三圓)</p>	<p>(ハ) ボイラー、起重機、揚重機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (ニ) 電気收塵機、空氣壓縮機、乾燥機、運搬機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 制水門捲上機(機械的機能ヲ有スルモノニ限ル)、石炭陸揚機、送炭機、運炭機、粉炭機、自動燃機、自動秤量運搬機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 洗炭機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 蓄力機、汚物處分機ニ於ケル振集機、自動秤量運搬機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 原石粉砕機、砂利選別機、自動除灰機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 自動電氣交換機ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 石油精製機、バルブ製造機等ノ組立又ハ据付ニ關スル工事 (イ) 索道建設工事 (イ) 昇降機ノ設備ニ關スル工事</p>
<p>(請負金 一萬圓當り 二二圓)</p>	<p>機械器具ノ組立又ハ据付工事</p>
<p>(請負金 一萬圓當り 一八圓)</p>	<p>(イ) 橋梁ノ架設、補強、防護ニ關スル工事(水管橋、瓦斯管橋、橋脚、高架橋、道路橋ヲ含ム但シ水上ニ架設シタルモノニシテ橋梁工事ノ態様ヲ以テ施工セラルモノニ限ルモノトシ鐵桁ノ架設ノ場合ニ於テハ鐵桁ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ加算セザルモノトス)</p>

<p>(請負金 一萬圓當り 三五圓)</p>	<p>(イ) 其ノ他機械器具ノ組立又ハ据付ニ關スル工事</p>
<p>(請負金 一萬圓當り 二九圓)</p>	<p>(イ) 海岸又ハ港灣等ニ關スル工事(例ヘバ防波堤、岸壁、築港灣船溜場等ニ關スル工事) (イ) 地下ニ構築スル各種補ノ工事 (イ) 鐵管、ヒューム管、瓦斯管、地中線、エタニツトパイプ、鋼材等ノ埋設ニ關スル工事(但シ鐵管、ヒューム管、エタニツトパイプ、山型鋼、溝型鋼、鋼矢板、地中電機ノ價格ハ保險料算定ノ基礎タル請負金額中ニ算入セズ) (イ) 貯水池、湖沼、鑛毒沈澱池、プール等ノ設備ニ關スル工事 (イ) 上下水道ニ關スル工事(但シ引水路ニシテ河川ノ態様ヲ備フルモノハ河川工事ト看做ス) (イ) 橋梁築造工事(但シ道路ノ橋梁ハ道路、鐵道軌道ノ橋梁ハ鐵道軌道工事トス)</p>
<p>其ノ他ノ工事</p>	<p>(イ) 其ノ他ノ工事</p>

労働者災害扶助責任保険料率適用工事分類表



- (イ) 公園ニ關スル工事
- (ロ) 防空壕ノ設備ニ關スル工事
- (ハ) 其ノ他 他ノ料率ノ適用ヲ受ケザル工事

備考

- 一 適用工事ノ種類欄ニ記載ナキモノ又ハ記載アルモ申込書ノ設計概要ニ記載ノ規模又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ本分類ニ依ルヲ適當ナラズト認めラルルモノニ付テハ夫々保險料率決定ノ趣旨ニ依リ適當ナル料率ヲ適用スルモノトス
- 二 一工事ニシテ二種類以上ノ工事ヲ包含スル工事ニ在リテハ區分セラレタル工事ノ種類ニ依ル
- 三 「機械器具ノ組立又ハ据付工事」ノ料率ヲ適用スル工事ノ保險料率決定ノ基礎タル請負金額中ニハ當該工事に使用セララルル工費用物中機械器具ノ價格ハ之ヲ算入セザルモノトス

勞働者災害扶助責任保險特別會計法

(昭和六年四月二日 法律第五十六號)

第一條 勞働者災害扶助責任保險法ニ依ル勞働者災害扶助責任保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ保險金、保險料ノ返還金、保險施設費、借入金ノ償還金及其

ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ純保險料ヲ以テ保險金及保險料ノ返還金ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

勞働者災害扶助責任保險料特別會計法

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ編製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ昭和六年度ニ限り其ノ豫算ノ定ムル金額ヲ本會計ニ繰入ルルコトヲ得



### 労働者災害扶助責任保険特別會計規則

(昭和六年八月三十一日) (昭和十三年一月十日)  
(勅令第二三三二號) (勅令第二〇號改正)

- 第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ
- 前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ貸借對照表及損益計算表並ニ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明細目録ヲ添付スベシ
- 第二條 歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣保險院長官ニ命ジテ之ヲ執行セシムベシ但シ他ノ官吏ニ命ジテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第三條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入済込入額及労働者災害扶助責任保険特別會計法第六條ニ規定スル一時借入金ヲ以テ支拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ズ
- 第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ所管大臣ハ大蔵大臣ノ承認ヲ經テ労働者災害扶助責任保険特別會計法第六條ニ規定スル一時借入金ニ代ヘ積立金ニ屬スル現金ヲ前條ノ支拂元受高ニ雜善使用スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ雜善使用シタル金額ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ
- 第五條 保険料收入ノ年度所屬ハ其ノ保険料ヲ納付スベキ日ノ屬スル年度ニ依ル
- 第六條 毎年度内ニ收入ヲ爲スベキ權利ヲ得テ毎年度出納ノ完結迄ニ收入済込ト爲ラザルモノハ收入未済トシテ翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歳入ニ組入ルベシ
- 第七條 毎年度内ニ支拂ヲ爲スベキ義務ヲ生ジ毎年、出納ノ完結迄ニ支拂済込ト爲ラザル歳出ニシテ時効完成ニ至ラザルモノハ支出未済トシテ翌年度ニ繰越シ

- 越スベシ但シ支出済額ト合シテ豫算額ヲ超過スルコトヲ得ズ
- 第八條 毎年度ノ歳入ノ收入済額ヨリ歳出ノ支出済額、翌年度繰越額、未經過保険料及支拂備金ニ相當スル金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ之ヲ積立金ニ組入レ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ
- 前項ニ規定スル未經過保険料及支拂備金ノ計算ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム
- 第九條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ保險院長官ニ送付スベシ
- 第十條 保險院長官ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ
- 第十一條 支出官ハ毎月支出済額報告書ヲ調製シ之ヲ保險院長官ニ送付スベシ
- 第十二條 保險院長官ハ支出済額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出済額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ
- 第十三條 歳入徴收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徴收報告書又ハ支出済額報告書ヲ以テ徴收總報告書又ハ支出總報告書ニ充ツルコトヲ得
- 第十四條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ
- 第十五條 保險院ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ労働者災害扶助責任保険ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ
- 第十六條 貸借對照表及損益計算表ノ様式ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム
- 第十七條 保險院ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、測定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スベシ
- 第十八條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出済額及殘額ヲ登記スベシ
- 第十九條 保險院ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引

労働者災害扶助責任保険特別會計規則



簿ニハ支拂元受高、支出済額及殘額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第二十條 本令ニ規定セザルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

### 労働者災害扶助責任保険審査會規程

(昭和十三年一月十日) (昭和三十二年十二月二十八日) (勅令第二〇〇號改正)

本令ハ労働者災害扶助責任保険特別會計法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十三年一月十一日勅令第二十號附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 労働者災害扶助責任保険審査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ労働者災害扶助責任保険法第九條ノ規定ニ依リ労働者災害扶助責任保険ニ關スル事項ヲ審査ス
- 第二條 審査會ハ會長一人及委員十人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ保険院長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ左ニ提グル者ヲ以テ之ニ充ツ
  - 一 司法省民事局長
  - 二 厚生省労働局長

- 三 保険院社會保險局長
- 四 法制局高等官 一人
- 五 商工省高等官 一人
- 六 學識経験アル者 一人
- 七 事業主ノ利益ヲ代表スル者 二人
- 八 労働者ノ利益ヲ代表スル者 二人
- 第四條 前條第二項第四號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第五條 第三條第二項第六號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任

期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 審査會ノ會議ハ委員過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ
- 審査會ノ議決ハ出席委員ノ過半数ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 第八條 審査會ノ審査ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ請求人ニ交付ス
- 第九條 審査會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ厚

- 生部内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第十條 審査會ニ書記ヲ置ク厚生部内ノ判任官ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ
- 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第十一條 本令ニ規定スルモノノ外審査會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 昭和十三年一月十一日勅令第二十號附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 労働者災害扶助責任保険審査會規程施行規則

(昭和六年十二月二十八日) (内務省令第三六號)

- 第一條 労働者災害扶助責任保険法第九條ノ規定ニ依リ労働者災害扶助責任保険審査會ノ審査ヲ受ケント
- 労働者災害扶助責任保険審査會規程
- 労働者災害扶助責任保険審査會規程施行規則

スル者ハ左記事項ヲ記載シタル審査請求書ニ記名調印シ審査書類アルトキハ之ヲ添附シ労働者災害扶助



責任保險審査會ニ提出スベシ

一 請求人ノ住所氏名及保險契約者又ハ労働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ保險金受取人ノ別

二 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號

三 請求ノ趣旨

四 請求ノ理由

五 證據方法

六 年月日

代理人ニ於テ審査請求ヲ爲ス場合ハ委任狀ヲ添附シ

代理人ニ於テ審査請求書ニ記名調印スベシ

第二項ノ規定ハ審査請求ノ取下ニ之ヲ準用ス但シ第一項第四號及第五號ノ事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要

セズ

第二條 審査會ニ於テ審査請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ原本ヲ作成シ社會局ニ之ヲ送付スベシ

第三條 社會局ニ於テ前條ノ原本ヲ受ケタルトキハ辯明書ヲ審査會ニ提出スベシ

第四條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨グズ

第五條 審査ノ決定書ニハ左記事項ヲ記載スベシ

一 請求人ノ住所氏名

二 代理人ニ依ル審査請求ノ場合ニ在リテハ其ノ代理人ノ住所氏名

三 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號

四 事實及争點ノ要旨

五 決定ノ趣旨

六 決定ノ理由

七 年月日

前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スベシ

第六條 審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作成シ審査會ノ印ヲ押捺シテ遅滞ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ社會局ニ交付スベシ

第七條 審査請求ガ労働者災害扶助責任保險法ニ依リ其ノ審査請求ヲ爲スベカラザルモノナルトキ又ハ適法ノ手續ニ違反スルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スベシ但シ手續ノ缺點ハ之ヲ補正セシムルコトヲ妨グズ

第八條 審査會ノ決定ヲ經タル事件ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ却下セラレタル場合ヲ除クノ外審査會ノ再審査ヲ請求スルコトヲ得ズ

第九條 請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ

承継人ニ於テ審査請求ヲ承継グモノトス

本則ハ労働者災害扶助責任保險法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 労働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院指定ノ件

(昭和六年十二月十四日 内務省告示第二八一號)

定ニ依リ内務大臣ノ定メタル病院

労働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ハ左ノ通トス

一 健康保險法施行令第七十五條ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師

二 昭和二年勅令第二百六十八號健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件第四條ノ規定ニ依リ

労働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院指定ノ件



# 政府ト日本醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

三四六

## 協定書

勞働者災害扶助責任保險法ニ基キ政府ノ保險スル事業ニ於ケル療養ノ扶助ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ協定スルコト左ノ如シ

第一條 日本醫師會ハ健康保險ノ保險醫ヲシテ本協定

ニ定ムル所ニ依リ政府ノ保險スル土木建築工事ニ於ケル業務上ノ死傷病者ニ對スル診療ヲ擔當セシメ其ノ診療ニ支障ナカラシムルニ努ムルノトス

第二條 政府ハ日本醫師會ニ屬スル健康保險ノ保險醫ヲ本保險ノ指定醫トスルモノトス

第三條 日本醫師會ハ同會ニ屬スル本保險ノ指定醫ヲシテ本協定ニ依ル診療ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ遵守セシムルモノトス

一 常に公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當ルコト

二 診療ハ健康保險ニ付政府ニ於テ定メタル方針ニ從ヒ之ヲ行フコト

三 診療費ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算

規程(第四條及第五條ヲ除ク)ニ依リ算定スルコト同規程中點數ヲ以テ定メアルモノノ單價ハ政府

ノ保險スル部分ニ付テハ政府ニ於テ支拂フ時ニ於テ判明セル最近三月ノ各月ニ於ケル政府管掌ノ健

康保險ノ診療報酬トシ保險醫ニ分配スル一點單價ノ全國平均ノ平均トシテ其ノ額十七錢ヲ下ルトキ

ハ十七錢トシ政府ノ保險セザル部分ニ付テハ一點ノ單價ハ二十錢トスルコト

診療費ノ算定ニ付點數ニ依ルモノト金額ノ定メアルモノト兩者ヲ包含スル場合ニ於テハ先ヅ點數ニ

依ルモノヲ事業主ノ負擔部分トスルコト

四 診療ニ關スル保險金ニ付事業主ノ委託ヲ受ケ政府ニ請求ヲ爲スモノハ毎月之ヲ取置メ翌月十日迄

ニ之ヲ爲スコト此ノ場合ニハ點數ヲ以テ定メアルモノニ付テハ點數ヲ記載シ一點單價決定後政府ニ

於テ金額ヲ定ムルモノトス

五 前號ノ請求ハ道府縣醫師會ヲ經由スルコト但シ病院收容、看護附添、物理的治療及移送ニ對スル

保險金ノ請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六 事業主ヨリ業務上ノ事由ニ因ルモノトシテ診療ヲ託セラレタル場合ニ於テ業務上ノ事由ニ因ラザルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ直ニ所轄地方

長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ通知スルコト

七 本保險ニ付セラレタル土木建築工事ニ使用セラ

ルル勞働者ニ付テノ診療費ハ一般診療費ハ一般診療費ト區別シテ別ニ之ヲ調製シ其ノ診療ニ關シ必要ナル事項ヲ明記シ政府ヨリ提示ヲ命ゼラレタル

トキハ之ニ應ズルコト

八 勞働者ノ診療ニ關スル保險院及道府縣(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ照會ニ應ズルコト

第四條 日本醫師會ハ常に指定醫ヲ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者及指定醫トシテ不適當ト認メタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ其ノ指定取消ノ申請ヲ爲

スベキモノトス

第五條 政府ハ前條ノ申請アリタルトキ又ハ指定醫不

政府ト日本醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

適當ト認メタルトキハ指定ヲ取消スモノトス

前項後段ノ場合ニ於テハ日本醫師會ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第六條 日本醫師會ハ道府縣醫師會ヲシテ指定醫ヨリ

ノ診療費ノ請求ヲ審査シ健康保險ニ於ケルト同様ノ標準ニ依リ意見ヲ附シテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ進達セシムルモノトス

第七條 日本醫師會ハ保險院若ハ道府縣(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ特ニ爲ス調査若クハ照會ニ應

ジ又ハ道府縣醫師會ヲシテ之ニ應ゼシムルモノトス

第八條 本協定ノ當事者ハ何時ニテモ二月ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得

## 附則

本協定ハ昭和十五年十月一日ヨリ其ノ效力ヲ發ス

本協定ノ確實ヲ證スル爲メ本書二通ヲ作成シ双方署名印ノ上各自一通ヲ所持スルモノナリ

昭和十五年九月二十四日

保險院長官 關 貝 詮 三

日本醫師會長 北 島 多 一

三四七



### 政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

#### 協定書

勞働災害扶助責任保險法ニ基キ政府ノ保險スル事業ニ於ケル療養ノ扶助ニ關シ政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ協定スルコト左ノ如シ

第一條 日本歯科醫師會ハ健康保險ノ保險齒科醫ヲシテ本協定ニ定ムル所ニ依リ政府ノ保險スル土木建築工事ニ於ケル業務上ノ傷病者ニ對スル齒科診療ヲ擔當セシメ其ノ診療ニ支障ナカラシムルニ努ムルモノトス

第二條 政府ハ日本歯科醫師會ニ屬スル健康保險ノ保險齒科醫ヲ本保險ノ指定齒科醫トスルモノトス

第三條 日本歯科醫師會ハ同會ニ屬スル本保險ノ指定齒科醫ヲシテ本協定ニ依リ診療ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ遵守セシムルモノトス  
一 常に公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當ルコト

ニ在リテハ(警視廳)ノ照會ニ應ズルコト

第四條 日本歯科醫師會ハ道府縣齒科醫師會ヲシテ指定齒科醫ヨリノ診療費ノ請求ヲ審査シ健康保險ニ於ケルト同様ノ標準ニ依リ意見ヲ附シテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監)ニ進達セシムルモノトス

第五條 日本歯科醫師會ハ常に指定齒科醫ヲ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者及指定齒科醫トシテ不適當ト認メタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ其ノ指定取消ノ申請ヲ爲スベキモノトス

第六條 政府ハ前條ノ申請アリタルトキ又ハ指定齒科醫不適當ト認メタルトキハ指定ヲ取消スモノトス前項後段ノ場合ニ於テハ日本歯科醫師會ノ意見ヲ徵スルモノトス

第七條 日本歯科醫師會ハ保險院若ハ道府縣(東京府ニ在リテハ警視廳)ニ於テ特ニ爲ス調査若ハ照會ニ應ジ又ハ道府縣齒科醫師會ヲシテ之ニ應ゼシメルモノトス

第八條 本協定ノ當事者ハ何時ニテモ二月ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得

政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

### 政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

#### 協定書

勞働災害扶助責任保險法ニ基キ政府ノ保險スル事業ニ於ケル療養ノ扶助ニ關シ政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ協定スルコト左ノ如シ

第一條 日本歯科醫師會ハ健康保險ノ保險齒科醫ヲシテ本協定ニ定ムル所ニ依リ政府ノ保險スル土木建築工事ニ於ケル業務上ノ傷病者ニ對スル齒科診療ヲ擔當セシメ其ノ診療ニ支障ナカラシムルニ努ムルモノトス

第二條 政府ハ日本歯科醫師會ニ屬スル健康保險ノ保險齒科醫ヲ本保險ノ指定齒科醫トスルモノトス

第三條 日本歯科醫師會ハ同會ニ屬スル本保險ノ指定齒科醫ヲシテ本協定ニ依リ診療ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ヲ遵守セシムルモノトス  
一 常に公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當ルコト

ニ在リテハ(警視廳)ノ照會ニ應ズルコト

第四條 日本歯科醫師會ハ道府縣齒科醫師會ヲシテ指定齒科醫ヨリノ診療費ノ請求ヲ審査シ健康保險ニ於ケルト同様ノ標準ニ依リ意見ヲ附シテ地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監)ニ進達セシムルモノトス

第五條 日本歯科醫師會ハ常に指定齒科醫ヲ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者及指定齒科醫トシテ不適當ト認メタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ其ノ指定取消ノ申請ヲ爲スベキモノトス

第六條 政府ハ前條ノ申請アリタルトキ又ハ指定齒科醫不適當ト認メタルトキハ指定ヲ取消スモノトス前項後段ノ場合ニ於テハ日本歯科醫師會ノ意見ヲ徵スルモノトス

第七條 日本歯科醫師會ハ保險院若ハ道府縣(東京府ニ在リテハ警視廳)ニ於テ特ニ爲ス調査若ハ照會ニ應ジ又ハ道府縣齒科醫師會ヲシテ之ニ應ゼシメルモノトス

第八條 本協定ノ當事者ハ何時ニテモ二月ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得

政府ト日本歯科醫師會トノ間ニ於ケル診療協定書

二 診療ハ健康保險ニ付政府ニ於テ定メタル方針ニ從ヒ之ヲ行フコト

三 診療費ハ日本歯科醫師會健康保險診療報酬點數計算規程(第三條、第四條及第六條ヲ除ク)ニ依リ算定ス此ノ場合ニ於テ點數ノ單價ハ十錢トス同規程ニ定ナキ診療ニ付テハ道府縣齒科醫師會ノ査定スル金額トス

四 診療ニ關スル保險金ノ請求ニ付事業主ノ委託ヲ受ケタル者ハ道府縣齒科醫師會ヲ經由シテ之ヲ請求スルコト

五 事業主ヨリ業務上ノ事由ニ因ルモノトシテ診療ヲ託サレタル場合ニ於テ業務上ノ事由ニ因ラザルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シテ直ニ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監)ニ通知スルコト

六 勞働者ノ診療ニ關スル保險院及道府縣(東京府

本協定ハ昭和十五年十月一日ヨリ其ノ效力ヲ發ス本協定ノ確實ヲ證スル爲本會ニ通ヲ作成シ双方署名印ノ上各自一通ヲ所持スルモノナリ  
昭和十五年九月二十四日  
保險院長官 藤貝 隆三  
日本歯科醫師會長 血脇守之助



### 勞働爭議調停法

(大正十五年四月八日  
法律第五七號)

第一條 左ニ掲グル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同ジ

一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道  
又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應ズル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應ズル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業  
ニシテ其ノ休止第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理

ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲グル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スベシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セザル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第四條 勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其

ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ヅルコトヲ要ス當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スベキ委員ノ選定ヲ要求スベシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ヅルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スベキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準ジ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スベシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シ

タル委員ハ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開ク事ヲ得ズ

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セズ行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ出席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ

勞働爭議調停法



對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ觀察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得シタル秘密ヲ洩洩スルコトヲ得ズ

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス  
第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スベシ但シ勞働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員ガ豫メ反對ノ意志ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辦償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞働者其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ニ至ル迄左ニ掲グル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ズ

一 使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ、作業所ヲ閉鎖シ作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲サザル者ハ五拾圓以下ノ料料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ

前項ノ料料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十三條ノ場合ニ於テ虛偽ノ説明ヲ爲シタル者  
二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、觀察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ゲ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛

偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 勞働爭議調停法施行令

(大正十五年六月二十三日勅令第一九六號)

第一條 勞働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官(東京府ニテリテハ警視總監以下之ニ同ジ)之ヲ行フ

同一ノ爭議方前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定

スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得、但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ逓信局長トシ第二條ニ於テ

勞働爭議調停法施行令



内務大臣トアル船員ノ爭議ニ付テハ通信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書

ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地

二 爭議ニ關係アル労働者ノ概數

三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表

者タルコトヲ示スニ足ルベキ事項

四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クベキ場所

五 爭議ノ要求事項

六 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリ

タルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スベシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書

ヲ以テ之ヲ爲スベシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ

公示スベシ

第七條 調停委員會労働爭議調停法第九條ノ規定ニ依

リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シ

タルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ

要ス

前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ

公示スベシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ労働

爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政

官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 労働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辯償ヲ

受クルコトヲ得ル費用ハ旅費日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ

行政官廳之ヲ定ム

附 則

本令ハ労働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

區	分	及船運賃	車馬賃	日當	止宿料
委員	二	等	九十錢	六圓	八圓
當事者又ハ其ノ代表者其他利害關係人又ハ参考人	二	等	七十五錢	三圓	五圓

備考

鐵道貨及船貨ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル

場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケザル場合ニハ其ノ乘車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

労働爭議調停法施行期日ニ關スル件

(大正十五年六月廿三日勅令第二九七號)

労働爭議調停法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

事業指定ノ件

(大正十五年七月十日勅令第二五三號)

左ニ掲グル部隊又ハ工作隊ニ於ケル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ハ之ヲ労働爭議調停法第一條第一項第六號ノ事業トス

- 陸軍航空本部
- 陸軍技術本部
- 陸軍兵器廠

労働爭議調停法施行期日ニ關スル件・事業指定ノ件



陸軍造兵廠  
海軍工廠  
要港部工作部  
海軍火藥廠

海軍技術研究所  
海軍艦政本部製圖工場

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

労働爭議調停委員其ノ他當事者參考人等

費用辨償支給額及其ノ支給方法 (大正十五年七月九日 神奈川縣令第一〇五號)

- 第一條 旅費、日當及止宿料ハ當分ノ中別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス
- 第二條 旅費ハ鐵道賃、船賃及車馬賃トス  
鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス
- 第三條 陸路旅行ヲ爲スニ當リ軌道ニ依ルコトヲ得ル場合ニ於テハ其ノ區間ニ限リ其ノ實費額ヲ支給ス鐵道旅行ヲ爲シ得ル區間ニ付公務ノ爲メ軌道ニ依リ旅行シタルトキハ軌道ノ實費額ヲ支給ス
- 第四條 會議ノ爲召集セラレ又ハ説明ノ爲出席ヲ求めラレタル場合ニ於ケル旅費ハ當事者選定シタル委員、當事者、其ノ代表者、其ノ他利害關係人ニ付テハ爭議ノ發生シタル作業所、當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員、又ハ參考人ニ付テハ其ノ住居ガ會議地又ハ會議地ヲ距ル三里以内ニ在ルトキハ之ヲ支給セズ
- 第五條 日當ハ止宿シタル場合タリト否トヲ問ハズ日數ニ應ジテ其ノ全額ヲ支給ス
- 止宿料ハ公務ノ都合ニ依リ止宿ノ必要アリ且ツ現ニ止宿シタル場合ニ限リ之ヲ支給ス

第六條 調停委員會ノ期間ガ十五日以上ニ延長セラレタルトキハ委員ノ受クルコトヲ得ル日當及止宿料ハ超過日數ニ付定額ノ二割ヲ減ス

第七條 前各條ニ規定スルモノヲ除外旅費、日當及止宿料ノ支給ニ關シテハ内國旅費規則ノ規程ヲ準用ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

區分	鐵道賃	車馬賃	日當	止宿料
委員	二	九	四	五
當事者又ハ其ノ代表者其他利害關係人又ハ參考人	二	七十五	二	三

備考 鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケザル場合ニハ其ノ乘車又ハ乘船ニ要スル運賃トス

労働爭議調停委員其ノ他當事者參考人等費用辨償支給額及其ノ支給方法 三五七



# 工場就業時間制限令

(昭和十四年三月三十一日) 勅令第百二十七號

- 第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノニ之ヲ適用ス
- 第三條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ
- 第四條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ
- 第五條 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル爲又ハ業務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ豫メ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出テ第三條ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得
- 第六條 已ムヲ得ザル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ又ハ第四條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 第七條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ制限ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢

- 查セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
- 第八條 本令ハ國ノ事業ニ之ヲ適用セズ
- 第九條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ當時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ十六歳以上ノ男子職工トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ職工トス
- 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニアリテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス
- 附 則  
本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 工場就業時間制限令施行規則

(昭和十四年四月十九日) 厚生省令第七號

- 第一條 工業主左ニ掲グル場合ニ於テハ工場就業時間制限令(以下令ト稱ス)第五條ノ規定ニ依リ必要ナル限度ニ於テ就業時間ノ延長ヲ爲スコトヲ得
  - 一 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ交替班ノ就業時ヲ轉換ス
  - 二 爐、汽機、原動機又ハ起重機等ノ取扱ニ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ
  - 三 機械ノ保全、設備ノ修理、工具ノ出納、掃除等

## 工場就業時間制限令施行規則



補助的業務ニ専ラ從事セシムル爲特ニ必要アルト

キ

四 其ノ他前各號ニ準ズル場合

第二條 令第五條ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二 工場主ノ氏名及住所（法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）

三 常時使用スル男女別職工數

四 所定ノ就業時間、休憩時間、休日及十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關スル事項

五 延長セントスル就業時間

六 就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ従事スル十六歳以上ノ男子職工數

七 就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由

第三條 令第六條第一項ノ許可ノ申請書ニハ前條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

シ

一 就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢セントスル期間

二 延長セントスル就業時間又ハ廢セントスル休日

三 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ従事スル十六歳以上ノ男子職工數

四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル事由

第四條 令第六條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケルコトヲ要セザル場合左ノ如シ

一 災害事故等ニ因リ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキ

二 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場ニ於テ同令ニ基キ作業時間ノ延長ヲ命セラレタルトキ

第五條 令第六條第二項ノ届出書ニハ第二條各號ノ事項ノ外就業時間ヲ延長セントスル期間ヲ記載スベシ

第六條 令第六條第三項ノ届出書ニハ第二條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ  
一 就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢シタル期間

二 延長ヲ爲シタル就業時間又ハ廢シタル休日

三 就業時間ノ延長ヲ爲シ又ハ休日ヲ廢シタル作業ノ種類及其ノ作業ニ従事シタル十六歳以上ノ男子職工數

四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トシタル事由

第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證書ハ別記様式別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央斷線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

要トシタル事由

第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證書ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

表

Table with 1 column and 1 row, mostly blank space.

工場就業時間制限令施行規則



工場就業時間制限令第七條ノ規定ニ依ル證票

第 號 昭和 年 月 日交付

厚生省又ハ  
應府縣印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場就業時間制限令第七條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ制限ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

工場就業時間制限令施行規則第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

厚生省告示第七十四號

工場就業時間制限令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

昭和十四年四月十九日

厚生大臣 廣 瀨 久 忠

一 機械製造業

工場就業時間制限令施行規則

二 船舶車輛製造業

三 器具製造業

四 金屬品製造業

五 金屬精鍊業



# 工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日)  
勅令第四百三十一號

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場

二 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者(以下養成工ト稱ス)ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルト認メタルコトヲ要ス

第五條 事業主ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第六條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第七條 養成工ノ養成期間ハ三年トス  
前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

第八條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
第九條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣職時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第九條 厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フ

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

## 工場事業場技能者養成令



第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス  
 厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス  
 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルニトヲ得  
 第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス  
 本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣廳長官、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス  
 附 則  
 本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場事業場技能者養成令施行規則

(昭和十四年四月四日 厚生省令第三號)

第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ  
 一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數

ノ限ニ在ラズ

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス  
 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此

二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ關員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ關員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

### 工場事業場技能者養成令施行規則



第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ關員ヲ生ジタルトキハ其ノ關員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内

ノ場合ニ限リ之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ關員ヲ補充スルコトキハ關員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於

テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

十一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授ケル場合

十二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 短縮セントスル期間
- 三 短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上
- 二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授ケルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上
- 三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授ケルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

工場事業場技能者養成令施行規則

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

- 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ職別員數
- 三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在



- 當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數
- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數
- 五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數
- 六 養成工ノ設備方法
- 七 養成工ヲ擔任スル者（以下養成指導員ト稱ス）ノ擔任事項別員數
- 八 教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項
- 九 養成者ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數
- 十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時數
- 十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三 一日ノ就業時數（養成時數ヲ含ム）

- 十四 休日及休息時間
- 十五 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項
  - (一) 當該施設ノ名稱及所在地
  - (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數
  - (三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
  - (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間
- 十七 其ノ他養成ニ關スル事項
- 第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ
- 第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ
- 第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該

- 當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ、教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得
- 第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ
  - 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
  - 二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
  - 三 許可申請ノ理由
- 第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ者ノ氏名、履歷及擔任事項ヲ様式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同シ
- 第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二號ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ
- 養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ
- 第十九條 事業主ハ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

- 第二十條 令第十四條ノ證票ハ様式第四號ニ依ルモノトス
- 第二十一條 本令中地方長官トアルハ職業法ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス
- 附 則
- 本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ
- 前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス

工場事業場技能者養成令施行規則



第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請 スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各々昭和  
ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中養成ヲ開始 十四年三月一日現在トス

標式第一號

養成指導員(變更)届

工場又ハ事業場ノ名稱	所在地	氏名	生年月日	専任又ハ兼任ノ別	履歴	擔任事項
			年月日生			

昭和 年 月 日

住所

事業主 氏名(法人ニ在リテハ其ノ  
名稱及代表者氏名)

地方長官宛

備考

- 一 本屆書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm x 257mm)トスルコト
- 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ従事スル傍ラ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト
- 四 履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト
- 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト
- 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト

標式第二號

養成工名簿

職種	本籍	氏名及生年月日				賃金				氏名及生年月日			
		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
養成終了年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
養成廢止年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
養成開始年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
雇入年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日

工場事業場技能者養成令施行規則



職歴	
學歷	
(裏面)	
備考	

- 備考
- 一 本名簿ハ用紙ノ大サヲ國定規格B5判(182mm×257mm)トシ「カード」式トスルコト
  - 二 賃金ハ時給、日給ノ區別ヲ明ニシ尙變更アリタルトキハ其年月日及變更額ヲ順次左方ニ記載スルコト
  - 三 裏面備考欄ニハ養成ニ關スル經過等ヲ記載スルコト

様式第三號

養成狀況報告

工場又ハ事業場ノ名稱	
所在地	
職種	六月一日現在ノ養成工ノ職種別員數 本年養成ヲ開始セ 前年養成ヲ開始セ 前々年養成ヲ開始セルモノ 計 前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成工ノ員數シタル者 備考
計	

昭和 年 月 日

住所

事業主 氏名(法人ニ在リテハ其ノ代表者氏名) 印

地方長官宛

備考

本用書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

工場事業場技能者養成令施行規則



様式第四號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格令A7判 (74mm X 105mm) トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス  
(表面)

工場事業場技能者養成ニ關スル臨檢票

Grid area for the certificate, mostly blank.

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

官 職 氏 名

厚生省又ハ廳府縣印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場事業場技能者養成令第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

工場事業場技能者養成令施行規則



厚生省告示第五十五號

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス  
昭和十四年四月四日

厚生大臣 廣 瀨、久 忠

- 一 金屬製鍊業
- 二 金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ開ク)
- 三 鍛冶業
- 四 鑄造業
- 五 金屬熔接業
- 六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
- 七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
- 八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
- 九 原動機製造業(汽機、ガス發生機製造業ヲ含ム)
- 十 電動機、電氣機械器具製造業
- 十一 電氣通信機械器具製造業
- 十二 化學工業用機械裝置製造業
- 十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辦及コック製造業

- 十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業
- 十五 造船業
- 十六 鐵道軌道車輛製造業
- 十七 航空機製造業
- 十八 自動車、自動自轉車製造業
- 十九 起重機製造業
- 二十 計器、試験檢定及學術用器械製造業
- 二十一 光學機械器具製造業
- 二十二 醫療器械製造業

第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス  
厚生省告示第五十六號  
工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

昭和十四年四月四日

厚生大臣 廣 瀨、久 忠

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比 率
一 金屬製鍊業	百分ノ四
二 金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三 鍛冶業	百分ノ四
四 鑄造業	百分ノ四
五 金屬熔接業	百分ノ四
六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六
八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九 原動機製造業(汽機、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十 電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一 電氣通信機械器具製造業	百分ノ六
十二 化學工業用機械裝置製造業	百分ノ六
十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辦及コック製造業	百分ノ六

工場事業場技能者養成令施行規則



十四	ベルト車、齒車、車輪及車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五	造船業	百分ノ六
十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七	航空機製造業	百分ノ六
十八	自動車、自動自動車製造業	百分ノ六
十九	起重機製造業	百分ノ六
二十	計器、試験檢定及學者用器械製造業	百分ノ六
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二	醫療器械製造業	百分ノ六

文部省告示第二百三號  
工場事業場技能者養成令第四條規定ノ事業主ニ屬シテ  
ラルル養成工タルベキ者ノ資格ニ關シ修業年限二年ノ  
高等小學校ヲ卒業シ又ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了  
シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムルコト左ノ如シ  
昭和十四年四月四日 文部大臣 男爵 荒木貞夫

三 高等學校尋常科第二學年修了者  
四 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル實業學  
校第二學年修了者  
五 高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トス  
ル實業學校第一學年修了者  
六 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル小學  
校、中學校又ハ實業學校ニ類スル各種學校第二學  
年修了者

### 貨金統制令

(勅令第六百七十五號 昭和十五年十月十六日)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號  
ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基  
ク貨金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定  
ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ  
該當スル事業ニ屬シテ勞働ニ從事スル者又ハ他  
人ニ屬シテ勞働ニ從事スル者ヲ指シテ之ヲ指スル  
者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク
- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他礦物採取ノ事業  
二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ  
解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變  
更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)  
三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、  
修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業  
四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依  
ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業  
五 船渠、船舶、岸壁、渡止場、停車場又ハ倉庫ニ  
於ケル貨物ノ取扱ノ事業  
六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽培、採取  
若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業  
七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事  
業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業  
八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業
- 第三條 本令ニ於テ貨金ト稱スルハ貨金、給料、手當  
賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ屬シタル者  
(以下屬主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル  
金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ  
貨金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益  
ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣  
之ヲ定ム



第四條 命令ヲ以テ定ムル雇主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ雇主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ

聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇主スルコトヲ得ズ前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇主スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得雇主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇主スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項

ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇主スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキ

賃金統制令

モノ

四 前各條ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ前項ノ賃金ノ範圍、平均時間賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇主スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定



ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得  
 一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ  
 二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ  
 三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ  
 第十九條 厚生大臣ハ貸金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ貸金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得  
 第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上貸金ノ額ガ増減セラルル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ發スコトヲ得  
 第二十一條 雇主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ貸金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇主ノ爲ス雇主ニ於テハ其ノ

協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第二十二條 貸金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得  
 一 最低貸金  
 二 最高初給貸金  
 三 最高貸金  
 四 定額貸金制ニ於ケル定額給  
 五 請負貸金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給  
 六 請負貸金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及貸金算定方法  
 七 手當  
 八 實物給與  
 九 昇給規程  
 十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項  
 第二十三條 貸金ノ協定ニシテ最低貸金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給貸金若ハ最高貸金ノ額ヲ起ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第三項ノ

規定ハ之ヲ適用セズ  
 貸金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス  
 第二十四條 貸金ノ協定ヲ爲シタル雇主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セシトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ  
 第二十五條 地方長官貸金ノ協定存スル場合ニ於テ貸金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體員若ハ團體員ニ非ザル雇主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得  
 第二十六條 地方長官ハ貸金統制上必要アリト認ムルトキハ貸金委員會ノ意見ヲ聽キ貸金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得  
 地方長官前項ノ規定ニ依リ貸金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ貸金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル貸金ノ協定ト看做ス  
 第二十七條 地方長官ハ雇主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ貸金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得  
 雇主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ貸金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ其ノ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ貸金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル貸金ノ協定ト看做ス  
 第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ貸金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外貸金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
 第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇スル雇主ハ

貸金統制令



命令ノ定ムル所ニ依リ賃金高帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル賃金委員會ヲ置ク

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ該當官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ概觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ礦夫(砂鑛業ニ於ケル礦夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ)ニ關スルモノニ付テハ礦山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官

トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣(内地ニ於テ礦夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ總山監督局ノ管轄區域)ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方長官トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋羣島ニハ之ヲ適用セズ

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ規則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經験勞務者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條

ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間制賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間制賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル規則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除